

第3章 施策の展開

＜基本目標1＞

「15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」

施策の方向1 確かな学力をはぐくみます

実施施策 (1) 子どもの主体的な学びの育成

【現状と課題】

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、困難を乗り越えようとする力や自ら学ぶ意欲や多様な人々と協働しながら探究し、未来を切り開いていく態度を身に付けていくことが求められています。本市においても、子どもたちが知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、課題を解決する資質や能力を身に付けることが重要です。

【今後の方向性】

児童生徒の意欲的かつ主体的な学びを育むために、すべての子どもがわかる・認められる授業や集団づくり※5につながるような、学習集団が機能する授業づくりが大切です。

そのような授業を通して基礎的な知識・技能を確実に習得し、実生活や授業の中でそれらを活用しながら自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究することができるよう、授業について一層の改善を図っていきます。

【主な実施事業】(学校教育課)

① アクティブ・ラーニング※6の推進

授業では、子どもが主体的な活動を通して「何をどのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが大切です。そのために、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業、指導方法の充実をより推進します。

② 門真市版授業スタンダードの改訂

活動的で、かつ深い学びのある授業の流れを示した、新たな「門真市版授業スタンダード」を作成します。新たな授業スタンダードに基づき、子どもの主体的な学びを進める授業力の育成をめざした教職員研修を実施します。

③ ICT※1機器の活用

子どもたちのICT活用能力の向上や情報モラルについて適切な理解を図るとともに、主体的な学びの育成に向けて、子どもたちがICT機器を効果的に活用した言語活動やグループ学習の充実を推進します。

※5 集団づくり 多様な個性・生活を持った子どもたちを丁寧につなぎ、集団の中で個性が輝き合い、互いの存在を尊重しながら信頼で結ばれた成長し合う関係をつくること。

※6 アクティブラーニング 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ能動的な学習。

※1 ICT 情報機器を活用したコミュニケーション技術。

実施施策 (2) 一人ひとりの学びに応じた学習支援

【現状と課題】

すべての子どもたちに、より確かな学力の定着を図るために、一人ひとりの学びに応じた、きめ細やかな学習指導を行う必要があります。

本市では、これまで府費負担の加配教員に加えて、市独自の学力向上支援員※7、支援教育支援員※8、35人学級実施のための任期付教員等を配置することにより、児童生徒一人ひとりの学びに応じた、きめ細やかな学習支援を行ってきました。また、小学校においては算数、中学校においては数学・英語を中心に習熟度別指導※9、T・T※10等、子どもたち個々に応じた指導の充実を図ってきました。今後は、さらに、一人ひとりのよりきめ細やかな学習状況を把握し、各学年で修得すべき内容の一層の定着を図ることが重要です。

【今後の方向性】

各学校において習熟度別指導、T・T等、個々の学びに応じた学習支援を実施しやすい授業形態について検討します。併せて、市独自の加配配置について、これまでの効果を検証し、各加配の今後のあり方について検討します。また、全国学力・学習状況調査、門真市学習到達度調査結果等の資料を活用して、実証的に指導方法に関する効果を検証し、授業形態等の工夫改善のために活用していきます。

【主な実施事業】(学校教育課)

① 市独自の35人学級の継続(平成26年度より実施)

児童生徒一人ひとりに対して、きめ細やかな教育を行い、より確かな学力の定着を図るため、引き続き、小学校5・6年生及び中学校1年生において、35人学級編制を行います。

② 習熟度別少人数指導の充実

個に応じた指導が充実するよう、府の習熟度別少人数指導加配に加えて、市の各種加配等を活用して習熟度別少人数指導の充実に努めます。

③ 全国学力・学習状況調査及び門真市学習到達度調査結果等の活用

全国学力・学習状況調査、門真市学習到達度調査、及び大阪府のチャレンジテスト等の結果を分析し、本市児童生徒の学力状況を総合的に把握するとともに、既存の各種加配事業を評価し改善を図ります。

※7 学力向上支援員 担任等教員との連携のもと、児童・生徒に対する少人数指導や個別指導を行う学習支援員。

※8 支援教育支援員 通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒を対象とした学習支援を行う職員のこと。

※9 習熟度別指導 児童・生徒の学習進度に応じた学習集団を編成し、一つの学習集団の人数を減らして学習する指導形態。

※10 T・T(ティーム・ティーチング) 複数の指導者が協力して行う授業方式。

施策の方向2 豊かな心と健やかな体をはぐくみます

実施施策 (1) 自分の将来を描ける力を育成

【現状と課題】

本市の児童生徒は、多様な職業や考え方に触れる生活体験・社会体験等の機会が比較的少なく、職業選択の情報に触れたり、将来の職業について考えたりすることのないまま進路決定の時期を迎える子どもたちもいます。

小中学校では、それぞれの発達に応じて望ましい職業観、勤労観を育成するとともに自分の将来と結びつけて考える機会を持つ必要があります。そのような目標を実現するために、キャリア教育※11を教育課程に位置づけ取組を進めている学校もいくつか見受けられますが、市内ではまだ少数にとどまっており、取組の内容も学校によってばらつきがあるのが現状です。

【今後の方向性】

児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育み、主体的に進路を選択して、社会人として自立できるように必要な基礎的資質・能力を育成することと併せて、生涯にわたって学び続ける意欲の向上を図るために、キャリア教育を、教育活動全体を通じて系統的に進めます。

【主な実施事業】(学校教育課)

① キャリア教育研修の実施

各中学校区では、一貫教育課程研究委員会において小中学校が共通してめざす子ども像を策定しており、今後その中にキャリア教育の視点を盛り込み、各校区の状況に応じて小中学校での引き続き、研鑽に努め、教員間での実践の交流を推進します。

② 職業についての学習の推進

身近な地域である校区めぐりや社会見学、職場体験、ゲストティーチャーによる講話等、さまざまな職業に接する機会、職業を知る機会、職業について考える機会を設け、教育活動全体をとおして、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

③ 将来希望する職業に就くために必要な能力の育成

子どもたちが教育活動全体をとおして、職業に関する正確な知識や情報を学習した上で、夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、設計した将来に向けて、自らの意思と責任で進路・職業を選択・決定していきます。そのために児童・生徒の発達段階に応じた個々の課題を達成していくことを目指します。

④ 進路選択支援事業の推進

経済面等により進学が困難な生徒を対象として、すべての子どもたちが進路選択の機会を等しく持てるよう、専門相談員による進路選択支援事業を実施します。

※11 キャリア教育 一人ひとりの社会的・職業的自立にむけ、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

実施施策 (2) 門真市開発的生徒指導※2の推進

【現状と課題】

門真市の過去5年間の「小中学校における不登校・長欠児童生徒の千人率」、「中学校における暴力行為千人率」は、国・府の平均を大きく超えて高い水準で推移しています。

各学校ではこれらの問題行動の解決に向けて粘り強い努力をしてきましたが、このような現状は一向に改善されない状況が続いています。そこで、従来の生徒指導のとらえ方を見直し、すべての児童・生徒の自己実現※12を目的とする生徒指導への転換を図り、そのような取組を通して問題行動の減少を図ることを視野に入れ、新たに「門真市開発的生徒指導」と名付け、生徒指導を進めていくこととしました。

【今後の方向性】

すべての児童生徒の自己実現を目的とし、その目的達成に向けて、学校には児童生徒の自己指導能力※13を育成し、社会性を身に付けさせる生徒指導を推進します。そのための具体的手立てとして「信頼関係の構築と自尊感情の育成」「子どもの世界を広げる活動」「わかる・認められる授業」「安心して学べる学校と学校組織」「連携による多面的支援」の5つの観点を立て本市の生徒指導改善を推進していきます。

【主な実施事業】(学校教育課)

全小中学校において下記のテーマに沿い各学校の実態と要望に沿った研修を行います。

- ① 信頼関係の構築と自尊感情の育成
子どもの話を受容的・共感的に傾聴し、生徒が自分の言動を自分自身で振り返ることができるように丁寧な支援を行います。
- ② 子どもの世界を広げる活動の充実
子どもたちが自ら企画・立案・実行する機会を設け、役割を果たし他者から認められる体験をさせることで、共感的な人間関係をつくります。
- ③ わかる・認められる授業への改善
子どもたちが意欲的に学習に取り組めるよう、子どもたちが自己実現を図れるような場と機会を教師が意図的に設定するなど創意工夫のある指導を行います。
- ④ 安心して学べる学校と学校組織の編成
子ども・保護者・教職員が納得できるルールづくりや問題行動に対する指導方法の明確化、関係者の共通理解を図り、組織的・計画的な生徒指導を行います。
- ⑤ 連携による多面的支援を実現する環境づくり。
校長を中心として教職員が連携する、カウンセラーやSSWなど専門家との連携を図る、学校だけでは対応しきれない問題行動に対して関係機関と連携するなど、連携体制を確立させて多面的な支援を行います。

※12 自己実現 自己の内的欲求を社会生活において実現すること。単に自分の欲求や要求を実現するに留まらず集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念である。

※13 自己指導能力 日常の様々な場面で主体的に自己選択・自己決定し、実行する能力のこと。

※2 門真市開発的生徒指導 生徒指導の目標をすべての児童生徒の自己実現に置き、共感と信頼を基本理念としながら、児童生徒が自己選択と自己決定できるような取組をとおして、その目標の実現を図る生徒指導のあり方を門真市開発的生徒指導としてまとめたもの。

実施施策 (3) 人権教育・道徳教育の充実

【現状と課題】

全国学力・学習状況調査や「豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業」における児童生徒アンケートによると、規範意識や自尊感情に関する項目について、本市の子どもたちの肯定的な回答は、全国・府平均を下回っています。道徳的価値※14について、一般的な意味を理解させるだけではなく、発達の段階を踏まえつつ、多面的・多角的な視点から考えさせることにより、道徳性※15を育むよう努める必要があります。

子どもたちは一人ひとりが異なる生活背景を持っています。本市には諸外国につながりを持つ子どもたちも多く在籍しています。子どもたちがさまざまな文化、習慣、価値観等と出会うことで、それぞれの良さを認め合い、尊敬の念をもって、ともに生きていこうとする豊かな心の育成が望まれます。

【今後の方向性】

道徳教育については、学習指導要領が改正され、「道徳の時間」が「道徳科」※16となりました。年間35時間の道徳科の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性」を養います。また、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が組織的な道徳教育を展開できるような体制づくりに努めます。

自己肯定感・自己有用感※17とともに、幅広い知識を獲得し、多角的な視点を持ち、違いを認める態度を身につけ、適切に判断し、行動できる子どもの育成を図ります。

人権教育については、文部科学省による『人権教育の指導方法の在り方について』に基づき、教育活動のあらゆる場面を通じて、豊かな人権感覚を持った子どもを育む学校づくりを進めます。また、社会の変化と共にあらたな人権課題が生起する中、自ら理解と認識を深め、教育実践を行う教職員を育成します。

【主な実施事業】(学校教育課)

① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実

校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、学校全体で計画的・協働的な道徳科の指導体制を構築します。また、定期的に道徳教育推進教師連絡会を開催し、各小中学校での道徳教育の取組や実践の交流を行い、規範意識や自己肯定感・自己有用感を高める取組を推進します。

② 道徳の指導方法の研修、授業研究支援の充実

改正された学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階を踏まえた様々な指導方法の研究を行い、授業づくり研修の実施や校内研究体制を支援します。また、教科化に伴う「児童生徒の道徳性の評価」※18についても研究を進めます。

③ 人権教育の充実

同和問題を始めとする人権諸課題についての正しい知識、自他の人権を尊重する態度と実践力を身につけた子どもの育成をめざし、門真市人権教育研究協議会や生涯学習課、人権女性政策課と連携しながら、研修や学習会を通して、

教職員の人権意識や指導力の向上を図るとともに、各小中学校において人権教育教材集・資料や視聴覚教材を活用した体験的な人権教育を進めます。

④ 国際理解教育の推進

「門真市在日外国人教育基本方針」に基づき、門真市在日外国人教育推進委員会と連携しながら、門真市国際交流事業「ワイワイパーティ」等への支援を通して、文化の多様性を知り、自他のアイデンティティを尊重する態度を醸成し、国際理解教育を推進します。また、諸外国につながりを持つ児童生徒が、日本で学び生きていくための日本語力を高められるよう、在籍校に対し自立支援通訳者を派遣し、特別の教育課程による日本語指導※19の体制づくりを進めます。

⑤ 男女平等教育の推進

男女平等教育推進委員会や門真市教育研究会と連携した学習会や実践交流会等を通して、性別による社会的役割分担やセクシャル・マイノリティに対する認識への問題に気づき、セクシュアル・ハラスメントを許さず、誰もが性別にかかわらず一人の人間として尊重され、個性と能力を発揮し協力することができる学校づくりに取り組みます。

※14 **道徳的価値** 「よりよく生きようとする時の指針」であり、外から与えられるものではなく、自分自身が主体的に求めるもの。(例：ルールや決まりを守ることは大切だ、親切にすると気持ちがいい)

※15 **道徳性** 道徳的判断力(善悪を判断する能力)、道徳的心情(道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情)、道徳的实践意欲と態度(道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性)

※16 **道徳科** 27年3月に学習指導要領が改訂され「道徳の時間」が「特別の教科 道徳(道徳科)」となった。検定教科書を導入し、30年度には小学校で、31年度には中学校で全面实施される。

※17 **自己有用感** 他者の存在を前提として自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということ自分で認識すること。「他人の役に立った」「他人に喜んでもらえた」などの満足感や成就感などを得る中で、自尊感情の獲得につながる。

※18 **道徳性の評価** 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わない。

※19 **特別の教育課程による日本語指導** 特別の教育課程による日本語指導が必要な児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態。

実施施策 (4) 食育・健康づくりの推進

【現状と課題】

健康や食を取り巻く環境、食に対する価値観が大きく変化し多様化しています。核家族化やライフスタイルの変化に伴い、家族と食卓を囲む機会の減少、朝食を摂らないなど食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身、食物アレルギーの増加等の課題が子どもたちに見られています。

そのような中、本市の各小中学校においては「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教職員を中心に教職員が連携・協力して、給食の時間における給食指導や各教科での食に関する指導など系統的・組織的な食育を推進しています。

また、本市では、各小中学校において自校給食を実施しており、引き続き、安全安心で、充実した給食の提供を行ってまいります。

【今後の方向性】

様々な食生活の課題を克服するためには、家庭との連携も大切です。授業公開や給食便り等をとおして、食育の重要性を発信するとともに、家庭でも食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるように働きかけていきます。

安全で安心な、充実した給食の提供を行っていくため、引き続き、栄養教職員及び給食調理員の資質向上に努めます。また、食物アレルギーについて、栄養教職員、給食調理員並びにアレルギー担当教諭をはじめとする全教職員の知識を向上するとともに緊急時に全職員が対応できるような体制の強化に努めます。

【主な実施事業】(学校教育課・教育総務課)

- ① 「食に関する指導の全体計画」を作成し、食育を推進します。

本市の子どもたちの食習慣や食生活の課題を明確にし、その課題の改善を目指すとともに、各小中学校において「食に関する指導の全体計画」に基づき、系統的・組織的な食育を推進します。合わせて、引き続き「食育出前授業」の充実を図ります。

- ② 「朝ごはんレシピ集」を配布し活用を図ります。

「だれにでもすぐに見える朝ごはんレシピ集～めざせ！朝ごはん名人～」(平成26年度学校栄養教職員作成)を市内小学校6年生全員に配布し、各学校・家庭で活用できるように働きかけていきます。

- ③ 安全で安心な学校給食の提供

栄養教職員及び給食調理員への衛生マニュアルや調理マニュアル、アレルギー対応マニュアルの順守を指導、必要に応じて研修を実施し、子どもたちへ安全安心な給食の提供をしていきます。

また、食物アレルギーに対する知識の向上と緊急時に対応できるよう全教職員対象に研修を実施し、アレルギー事故の防止と万が一の事故発生時の適切な対応を徹底します。

施策の方向3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

実施施策 (1) インクルーシブ教育※20の推進

【現状と課題】

社会の状況が激しく変化する中、子どもたちに求められる力も大きく変化しています。本市においては、従前より障がいの有無にとらわれず、ともに学ぶことを取り組んできました。しかし、障がいの多様化や、それに伴う支援を必要とする子どもの増加、障がいのある子どもを取り巻く状況の変化により、障がいのある子どもの社会参加や自立に向けた支援のあり方について、検討していく必要があります。障がいのある子どもたちが、このような社会を生きていく上で、特に学齢期における教育の果たす役割は大きなものであり障がいのある子ども一人ひとりが社会の構成員として基礎を作っていくような体制づくりや取組が求められています。

【今後の方向性】

障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立することができるよう、その時々々の個々の教育的ニーズに的確に応えられるよう、多様で柔軟な取組を推進します。また、障がいのある子どもが、地域の同世代の子どもや人々との交流をとおして地域での社会生活の基盤を形成し、地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きることができるよう、「ともに学び、ともに育つ」教育※21を推進していきます。

【主な実施事業】(学校教育課)

① 「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進

障がいのある子どもが、学校生活において同世代の子どもたちと交流し、認め合い、学び合えるよう、「ともに学び、ともに育つ」という観点で、全校的な支援体制のもと、ユニバーサルデザイン※22に基づいた授業づくり・集団づくりに取り組みます。

② 交流及び共同学習の推進

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性や多様性を尊重する心を育むため、障がいのある子どもとない子どもの交流及び共同学習の推進を図ります。

③ 通級指導教室の拡充

通常の学級に在籍する発達課題を持つ子どもが増加する中、子どもがその特性に応じた必要な学習支援を受け、個々の教育的ニーズに応えられるよう通級指導教室の拡充・推進を図ります。

※20 インクルーシブ教育 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大程度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする。

※21 「ともに学び、ともに育つ教育」 障がいのある子どもを含めたすべての子どもが生活をとおして仲間とつながり、支え合い、高め合うことを目指す教育。

※22 ユニバーサルデザイン 学力の優劣や発達障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、楽しく『分かる・できる』ことをめざした、教科における工夫や、さまざまな子どもへの配慮、個に特化した配慮。

実施施策 (2) 教職員の専門性の向上

【現状と課題】

本市は、障がいのある子どもの人権を尊重し、自立と社会参加をめざして一人ひとりの可能性を伸ばしていくために、総合的な支援体制を推進してきました。しかし、学校現場では経験豊富な教職員の退職に伴う教職経験の浅い教員の増加や、少子化に伴う学校の小規模化により、一校あたりの教員数が減少し、支援教育に関する知識・技能を磨く機会やスキルの伝達ができにくい状況があります。

障がいの多様化や通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへの適切な支援を行うため、すべての教職員に支援教育の専門性の向上が求められています。

【今後の方向性】

個々の教育的ニーズに応じた支援が、校内委員会を中心として適切に行われるよう他機関との連絡・調整を担う支援教育コーディネーター※23を各校に配置するとともに、地域支援リーディングスタッフ※24及び門真市リーディングチーム※25等を活用し、支援教育コーディネーター、支援学級担任や支援教育支援員※8への研修を実施し、支援教育の専門性の向上に努めます。

【主な実施事業】(学校教育課)

① 支援教育研修の充実

「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、障がいのある子どもの指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、各学校と連携しながら研修内容を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。

② 教育相談の推進

障がいのある子どもに対する指導を充実させるため、学校からの要望に応じ地域支援リーディングスタッフ及び門真市リーディングチームと連携し、支援教育に関する専門的な指導に関する助言を行い、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

※23 支援教育コーディネーター 校内の支援を必要とする児童生徒の状況把握、校内研修の企画・実施等を行い、各校における支援教育の推進を担う教員のこと。

※24 地域支援リーディングスタッフ 市内各小・中学校へ教育相談・校内研修等を行う巡回相談員として、府立支援学校に配置された教員のこと。

※25 門真市リーディングチーム 各学校から発達障がい等の児童生徒への支援要請に対して学校を訪問し、児童生徒の様子を観察分析し、個々の児童生徒に応じた適切な支援が行われるよう指導・助言するチーム。通級指導教室担当教員、門真市リーディングスタッフ、指導主事から構成される。通級指導教室とは、支援学級とは別に通常の学級に在籍している発達障がい等の児童生徒に対して、個々の状態に応じた指導を行う教室のこと。門真市リーディングスタッフは市内の支援教育を推進するため、市内各小・中学校への教育相談、行内研修等を行う教員のこと。

※8 支援教育支援員 通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒を対象とした学習支援を行う職員のこと。

実施施策 (3) 障がいのある子どもへの切れ目ない支援

【現状と課題】

障がいのある子どもの支援内容は、障がいの種別や個々の状況により複雑化することも多く、かつ連続した支援が必要となる場合が多くあります。しかし、家庭環境の変化や就学前後をはじめとしたライフステージの変化、支援者の変更等、支援の一貫性が途切れることが懸念されています。そのため、支援者が、一人ひとりの子どもの特性や障がいの状況等を十分に踏まえた上で、切れ目のない連続した支援を行うことが求められています。

【今後の方向性】

乳幼児期から学齢期に至るまで、子どもの通園先や通学先に関わらず、一貫した支援が継続できるよう、支援者間での情報の共有や適切な引継ぎに努めるとともに、こども発達支援センターを中核として、支援に関わるすべての関係機関において、障がいのある子どもへの支援に関する課題を共有するなど、連携体制の強化に努めます。

障がいのあるすべての子どもが、その精神的及び身体的な能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人ひとりの障がいの特性を把握し、本人や保護者の教育的ニーズを踏まえたきめ細やかな指導・支援を行うため、基礎的な環境を引き続き整備し、個別に必要とされる合理的配慮※26の提供に努めていきます。

【主な実施事業】(こども発達支援センター・学校教育課)

① 障がいのある子どもへの相談支援の実施

こども発達支援センターにおいて、障がいのある子どもについてその保護者や関係機関に対する相談支援を実施し、障がいの状況や家庭環境などを踏まえ、必要に応じて、他機関や各種サービスの案内、コーディネートを行います。

② 関係機関の連携強化

こども発達支援センターを中心として、保育所や幼稚園、小中学校、支援学校等の関係機関が連携を深め、ケース会議等を通じて、支援の連続性が確保できるネットワークの強化、充実に努めます。

③ 個別の教育支援計画※27の作成・活用

障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな支援を行うために乳幼児期から中学校卒業までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用するとともに、定期的に見直し、一人ひとりの学びに応じた学習支援の充実に努めます。

※26 合理的配慮 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行う事であり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

※27 「個別の教育支援計画」 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、就学前から中学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うため、教育、福祉、医療、労働等の連携のもとに、関係機関やさまざまなサービスを提供する人が関わって、総合的かつ効果的に支援を行うためのもの。

施策の方向 4 15年一貫教育を進めます

実施施策 (1) 就学前教育・保育施設及び小学校間との連携の推進

【現状と課題】

本市ではこれまで、小中に保育所幼稚園を加えた保幼小中の連携をめざして、各教育保育機関で子どもの育ちにかかわる情報交換や学習内容、指導方法等の交流、合同研修等を積み重ね、連携の必要性や相互の信頼感は共有されるようになりました。その一方で就学前の子どもの豊かな育ちを総合的に充実させることを目的に据えた、幼稚園、保育所等の就学前教育・保育施設の連携や、「小1プロブレム※28」等の問題解決につながる就学前教育・保育施設から小学校への接続については、十分ではありません。

今後、就学前から義務教育段階までを切れ目なく一貫した方針のもとで子どもの育ちを支援していけるような仕組みが求められています。

【今後の方向性】

幼児教育は「生きる力」の基礎になる、人間としての土台を育てる教育であり、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けることができる環境を整えることが重要です。そのために、本市が幼児教育・保育として重視したい内容を明確にするため統一的なカリキュラムを作成することが大切です。また、小学校教育への円滑な接続を見据え、子どもの発達と学びの連続性を確保するために保育士、教員が相互に幼児期から児童期への発達の流れを理解しておく必要があります。

本市では、教育委員会にこども未来部・学校教育部が置かれているメリットを最大限に生かして、このような総合的で一貫した就学前から小学校につながる教育・保育の流れを作っていきます。

【主な実施事業】(保育幼稚園課・学校教育課)

① 就学前教育・保育共通カリキュラムの作成

すべての場で育つ子どもたちに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るため、本市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、本市共通のカリキュラムを作成します。

② 幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携強化

就学前教育・保育から小学校への円滑な接続を行えるよう、相互の情報交換や課題検討等の機会を通じて相互の連携を深めるとともに、幼児と児童の交流や移行期に配慮し、保幼小の接続を意識した教育内容を創造します。

※28 小1プロブレム 小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を受けないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

実施施策 (2) 小中一貫教育の推進

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く社会の状況が激しく変化する中、子どもたちが抱える課題が多様化、複雑化してきていることを受け、義務教育期間を中心とする学校種間の円滑な連携・接続が求められています。

また、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 28 年度 4 月より施行されます。この改正は、学校教育制度の多様化および弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校※29」の制度を創設するものです。

本市では、平成 19 年度に「門真市小中一貫推進プラン」の策定に始まり、その後「一貫教育課程研究委員会」を立ち上げる等、就学前から義務教育修了までの育ちを見通した取組の企画や交流を重ねてきました。その結果、小中学校の教育内容や児童・生徒観の相互理解は大きく進んだものの、小中学校間の指導方法等の違いに原因するいわゆる「中 1 ギャップ※30」や教員の子ども観の統一等についてはまだまだ大きな課題です。

【今後の方向性】

学力向上をはじめとする本市の教育課題解決を図り、子どもの夢を実現するために、新たな小中一貫教育のあり方について、近年の教育内容の豊富化、教職員の多忙化、コミュニティのつながりが豊富な本市の地域特性等を踏まえ、9年間の系統的な教育課程や組織体制について検討し一定の方向性を定めていきます。

【主な実施事業】(学校教育課)

① 小中一貫カリキュラムの検討

小中9年間のカリキュラム区分の弾力化等、学校種間の連携・接続を改善するための仕組み等について教科指導、生徒指導等の各領域にわたって検討していきます。

② 小中合同研修の実施

小中合同研修会等において子どもの育ちや学習の系統性・連続性を保障するために、学習内容や学習指導上の情報交換や協議等を行い、小中学校教職員の相互理解を深め、児童・生徒の学習指導・生徒指導の円滑な接続を図ります。

④ 学習意欲を高める学習評価の実施

小学校においては、とりわけ高学年や小中間で段差を生じないような学習評価の方法を検討するとともに、中学校においても、市全体の均衡を保ちながら組織的に評価の妥当性と信頼性を高めます。

※29 義務教育学校 学校教育法第1条に規定する「学校」(以下「1条校」という。)として、現行の小・中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校。(「学校教育法等の一部を改正する法律」28年度4月より施行)

※30 中1ギャップ 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態。

実施施策 (3) 子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本市では平成20年3月に「子ども読書活動推進計画」を策定し、子ども読書活動の推進を図るため様々な取組を行ってきました。しかし、年齢が上がるにつれ、1か月に1冊も本を読まない人の割合が上昇し読書離れが進む傾向にあることから、家庭、地域、図書館、学校等が相互に連携、協力し補完し合い読書活動の推進を図る必要があります。

【今後の方向性】

家庭、地域、学校等と一体となって、子どもの読書環境の充実を図るため『広げよう読書の輪 育てようことばの力』をキーワードとする第2次子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書活動に深く関わる家庭、地域、図書館、学校等がそれぞれ担うべき役割を果たすとともに、相互の連携や協力によって読書活動の推進に向けた取組をさらに充実します。

【主な実施事業】(生涯学習課)

① 家庭・地域における読書活動の推進

ブックスタート事業を活用し、保護者に対し家庭での読み聞かせの大切さを発信します。また、市内の各中学校校区に設立予定の地域会議と読み聞かせボランティアが連携した地域ぐるみの読書活動を推進します。

② 図書館における読書活動の推進

読書手帳の活用など、子どもの読書意欲を高める工夫を施すほか、子どもの図書館ファン・サポーターづくりとして、子ども目線での図書館利用方法やおすすめの一冊の紹介等の活動を推進します。

③ 学校等との連携・協力の推進

・団体貸出の推進

学校に対して団体貸出の利用方法の周知に努めるとともに、図書館と学校とのスムーズな本の配送システムの確立を目指します。

・学校訪問・図書館見学・出張おはなし会の推進

積極的に図書館司書・職員が学校に出向き、子どもたちに図書館の利用方法やおすすめの本の紹介、読み聞かせを行うことができる体制をつくります。また、ボランティアの協力のもと幼稚園・保育所等で出張おはなし会を開催します。

・学校図書館司書・図書担当教諭と図書館司書の研修・交流の実施

読書活動の推進や学校図書館活用に関する研修の実施、情報交換、実践交流などを行い学校図書館司書や図書担当教諭の資質向上に努めます。

・協働による読書意欲を高める取組の実施

学校の授業や学校図書館を活用して、POP等を作成し展示をします。また市立図書館のヤングアダルト向けの行事を活用してもらうよう働きかけます。

実施施策 (4) - 1 英語教育の充実

【現状と課題】

文部科学省では、グローバル化の進展の中で、アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべきであるとしています。また、中央教育審議会で審議されている次期学習指導要領では、小学3年生から外国語活動を実施し、小学5年生では英語を必修教科とし、中学校の英語も生徒の理解度に応じて、授業は英語で行うこと等が検討されています。

本市では、大阪府チャレンジテスト（平成26年実施）の結果等により、生徒の英語力には、大きな課題があることが明らかになりました。この結果を受け、中学校英語力向上プロジェクトを立ち上げ、具体的な改善策の検討を行っています。今後、新学習指導要領の実施を視野に入れた小学校英語への対応と併せて中学校英語の充実による小中の一貫した英語教育の構築が求められています。

【今後の方向性】

本市では、小学校において、学習効果の高いICT活用も含め必要な教材等を検証・活用すること、ALT※31等を積極的に活用し、小学校からの英語教育への準備を進めていきます。また、中学校においては、次のような対策を進めていきます。

- ①英語教員の英語力・指導力の強化
- ②CAN-DO※32形式で学習到達目標を設定し、英語4技能を重視した授業改善
- ③外部資格試験等を活用し、生徒の英語力について、その達成状況を把握・検証

【主な実施事業】（学校教育課）

① 小学校英語の充実

中学年から週1～2コマ程度、「外国語活動」を開始し、音声に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養います。

高学年では、身近なことについて基本的な表現によって「聞く」「話す」に加えて「読む」「書く」力の育成も視野に入れたコミュニケーション能力の基礎を養います。そのため、フォニックス※33の手法の導入を検討します。

② 中学校英語の充実

英語の題材や言語材料に生徒が関心を持てるよう、実際のコミュニケーションの場面を用い、自分の考えを話し書くことを授業で経験させます。

英語学習では、とりわけ失敗をおそれず、積極的に英語を使おうとする態度を育成することが重要であり、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う言語活動を中心とする授業を行うために、中学校においても、授業を英語で行うことを可能となるよう、英語教員の英語力を向上させる研修を実施します。

※31 ALT Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える、英語を母語とする外国人を指す。

※32 CAN-DO 英語4技能を通じて「英語を使って何ができるようになるか」という観点からみた、英語教育の具体的な学習到達目標

※33 フォニックス 英語において、綴り字と発音との間に規則性を明示し、正しい読み方の学習を容易にさせる方法

実施施策 (4) - 2 英語学習の充実 (公民協働による英語学習の展開)

【現状と課題】

本市では、地域の子どもたちを対象とする英語塾が市内各地にあり、市としても現在3会場において小学校4年生から6年生を対象に前期後期それぞれ10回ずつ子ども英会話講座「KEIK」を開設しています。市民の英語に対する潜在的なニーズは高いものと思われませんが、「KEIK」の平成26年度の参加者数は、定員120名に対して96名(参加率80%)でした。しかしながら、本市の児童数から考えると、参加率は高いとは言えず、保護者や子どもたちに英語学習について、積極的に働きかけていく必要があります。

また、中学生を対象とした英語プレゼンテーションコンテストを実施し、優秀者をオーストラリアへ語学研修派遣する「めざせ世界へはばたけ事業」を毎年実施しています。学校の協力により平成27年度の応募者は747人に上り、事業開始以来5年を経て中学生の間にも浸透してきました。また、オーストラリアに派遣された生徒は、英語力だけでなく日本とは異なる文化を体験することで大きく成長し、そのような体験が周りの生徒にもよい影響を与えるなど波及効果も見られています。

【今後の方向性】

英会話講座「KEIK」については、一層のアピールによる市民ニーズの掘り起こしや目標を明確にした「KEIK」の運営や指導内容の改善を図る必要があります。また「KEIK」で始め「英語プレゼンテーションコンテスト」をめざすというような事業間つながりを重視し、英語に触れ機会を増やし英語を学ぶ意欲を高めるような環境づくりを進めることも重要です。

また、学校での英語教育との連携を図り、相互に事業効果の拡大を図ります。

【主な実施事業】(生涯学習課・学校教育課)

① 子ども英会話講座「KEIK」の充実

28年度から指定管理者制度を活用した事業形態に変更し、民間のノウハウを生かしたこれまで以上に内容の充実した取組により、参加者数の増加を図っていきます。

② めざせ世界へはばたけ事業の充実

教育委員会と教育連携協定を締結する関西外国語大学との協働により、英語プレゼンテーションコンテストを開催するとともに、コンテストで優秀な成績をおさめた生徒を対象に中学生海外派遣研修を引き続き実施します。

③ 小中学校英語教育との連携

学校を通して「KEIK」「めざせ世界へはばたけ事業」の一層の周知を図るとともに、教職員の参加等により学校における英語教育との連携を深めます。

＜基本目標 2＞

「多様な学びの機会を実現する充実した教育環境をつくります」

施策の方向 1 新たな時代にふさわしい育ちの環境をつくります

実施施策 (1) 就学前教育・保育を実現できる環境づくり

【現状と課題】

乳幼児期は、子どもの心身の健やかな育ちや人格形成のための重要な時期であり、この時期の教育・保育を重点的に行うことが、本市の子どもの育ちを大きく左右します。

一方で、乳幼児期の教育・保育を提供する選択肢は、これまで保護者の就労状況により幼稚園での幼児教育または保育所での保育のどちらかでありましたが、平成 27 年 4 月より施行された子ども・子育て支援新制度において、幼児期の教育・保育の質の向上を目的として、幼児教育・保育を総合的に提供する認定こども園※34の促進策が講じられたところです。本市においても、新制度への対応が求められるとともに、本市の将来を担う子どもが健やかに育つための質の高い幼児期の教育・保育を提供することが重要です。

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、本市においても、認定こども園が保護者の就労の有無に関わらず新たな選択肢として利用できる施設としていきます。幼児教育・保育を総合的かつ一体的に提供することにより、0 歳児から小学校就学前の子どもの発達や学びの連続性を確保しつつ、集団活動や異年齢の交流を通じた心身の育成を図る施設として、「門真市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公私立問わず認定こども園の普及を促進します。

【主な実施事業】（こども政策課）

① 公立認定こども園の整備

門真市立南幼稚園及び門真市立南保育園の老朽化による建て替えを契機に平成 30 年度の開設を目途とした認定こども園の整備等を推進します。

② 認定こども園の普及

私立幼稚園及び私立保育所に対して、認定こども園に関する制度の周知を図るとともに、施設整備補助を通じた認定こども園への移行促進を行います。

※34 認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

実施施策 (2) 小中一貫教育を進める環境づくり

【現状と課題】

国においては、小中学校9年間を一体的に教育する「義務教育学校※29」が平成28年度から制度化され、施設分離型小中一貫校を含めた義務教育のあり方について様々な形が検討されています。本市では、これまでも、中学校区ごとの「中学校区小中一貫教育推進協議会」や、市教委主催の「一貫教育課程研究委員会」を中心に、合同研修会や交流会等を実施し、校区の子どもたちの実態に応じた小中一貫教育の推進を図ってきました。一方、全国的な少子化の流れの中で、本市でも、今後5年間で小学生約1200人、中学生約580人の減少が見込まれており、標準学級数(12学級～18学級)を下回る小学校が増加する見込みです。

このような国の動き、本市の児童数減少を踏まえた小中一貫教育とそれに適した学校環境のありかたについて、検討が急務となっています。

【今後の方向性】

今後の小中一貫教育については、本市の児童生徒数減少を新しい教育を構想する好機と捉え、国の義務教育学校制度や先進地域の事例などを踏まえて、学力向上をはじめとするさまざまな本市児童生徒の教育課題にむけて、小中一貫教育の系統的な教育課程の創造と併せて、そのような教育を効果的に実現できる充実した施設環境の整備にむけて、学校配置も含めて今後のあり方を検討します。

また、小中一貫教育を進める教職員配置等の人事体制についても、国の教員免許制度等の動向を注視しながら、研究を進めます。

【主な実施事業】(教育総務課・学校教育課)

① 小中一貫教育に適した学校施設のあり方について検討

現行の小中一貫教育をさらに進める観点で、現状の施設分離型、施設一体型等の学校施設を研究し、様々な観点から評価するなかで、既存学校施設の有効活用や新設も含めた今後の学校施設のあり方について検討します。

② 小中学校の人事交流

現在、実施している「小・中学校間いきいきスクール」等による教員の小中学校兼務を引き続き実施するとともに、小中校種間の人事異動を積極的に行い、児童生徒観の違いや小中での授業スタイルの違いなど小中の教職員間にある段差の解消を図っていきます。

※29 義務教育学校 学校教育法第1条に規定する「学校」(以下「1条校」という。)として、現行の小・中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校。(「学校教育法等の一部を改正する法律」28年度4月より施行)

実施施策 (3) どの子ども学べる場所づくり

【現状と課題】

本市の不登校※35 児童生徒数は、依然として高い水準で推移しており、この傾向は全国においても同様です。不登校の背景には、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、近年では、家庭の孤立化による保護者の子育ての不安や自信喪失、また、経済的理由によって保護者自身にゆとりがない状況の中で、虐待や放任に至るケースも生じており、これらも不登校の背景となっています。そのような状況にある子どもが不登校状態を継続すれば、学習の遅れや生活リズムの乱れによってますます学校に復帰しづらくなることも多く、本市でもそのような経過をたどり解決が困難となった児童生徒もいます。これまでSC※4や適応指導教室「かがやき」、不登校学生フレンドを活用し、相談活動や基礎学力の補充に努めてきましたが、解決に至る場合は少なく、改めて、不登校を「問題行動」としてではなく、多様な要因・背景により結果として不登校になっている状態と捉え、個々の児童生徒ごとの不登校の背景を把握し、丁寧にその要因の解消を図ること基本的なアプローチとして教職員の共通理解を図りながら取り組むことが求められています。

【今後の方向性】

不登校の解決の目標は、学校に復帰することだけではなく、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるように支援することであり、最終的に児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立をはたすことをめざすことです。そのために、教育センターの適応指導教室「かがやき」や学校内適応指導教室を活用して児童生徒が自立に至るまでの居場所づくりを進めます。また、「門真市開発的生徒指導」の理念に基づいて、受容と共感を基本に児童生徒に接することで、すべての児童生徒の自尊感情の育成や社会的自立を図る取組を進める中で、不登校が起こりにくい学校づくりを進めます。

【主な実施事業】(学校教育課)

① 学校内適応指導教室の充実

学校内適応指導教室は、教室へ入れない子どもたちにとって、学校における居場所として重要であり、教室への復帰の足掛かりともなります。子どもや保護者のニーズに合った居場所作りを推進するとともに、学校全体で子どもを支える校内の協力体制の整備を図ります。

② 適応指導教室「かがやき」の充実

現在教育センターに置かれている適応指導教室は「かがやき」は、不登校児童生徒個別の状況に応じて、集団生活への適応、基礎学力の補充等の事業を行っています。活動時間が午前2時間であり、今後、児童生徒や保護者のニーズを把握する中で、時間延長や活動スタイルの改善を図ります。

※35 不登校 何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により年間30日以上登校できない、また登校しない状況にあること。

※4 SC (スクールカウンセラー) いじめや不登校、暴力行為などへきめ細やかな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う臨床心理士。

実施施策（４）学校図書館の充実

【現状と課題】

本市児童生徒の読書量や読書習慣には大きな課題があり、学校図書館の整備等による課題改善を目指して平成 25 年度から学校図書館司書を配置しました。配置校においては貸出冊数の増加や図書館の利用時間の増加等の効果が見られています。

このことから、学校図書館の施設や蔵書を充実させ、読書環境を整えることによって児童生徒が読書への興味関心を高め、ひいては国語力の育成等にも資するものがあります。また一方で、現在、学校の状況に応じて、順次市内 8 校に司書配置していますが、未配置校の条件整備を進めること等の対策が求められています。

【今後の方向性】

学校図書館を機能させ、児童・生徒の本や読書に対する興味関心を高めるために、引き続き学校図書館司書を配置していきます。また、学校図書館が児童生徒の読書活動の拠点となるような環境整備を行うとともに、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の 3 つの機能を強めるため、司書教諭の資質向上を図るとともに、市立図書館との連携を深めます。

【主な取組】（学校教育課）

① 学校図書館司書配置の推進

学校図書館司書をさらに活用し、学校図書館の充実を図り、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心を育む読書活動や「読書センター」として機能させていきます。

② 学校図書館整備の推進

蔵書の点検、整理、廃棄、選書を各校で積極的に実施し、子どもたちの興味関心を高める蔵書の充実を図ります。製本作業や配架作業を工夫して行い子どもたちが使いやすい図書館整備に努めます。それとともに、情報化社会に対応できるよう「情報センター」としての機能も持たせていきます。

③ 読書に親しむ機会の充実

朝読書などの全校一斉読書や読書週間等を実施し、読書活動の推進を図ります。また、PTA や地域、ボランティアと連携しながら、子どもたちへの読み聞かせやブックトーク（本の紹介）、マイブックの取り組み等、読書に親しむ活動の充実を図ります。

④ 市立図書館との連携・協力の推進

市立図書館司書による学校訪問を行うとともに、市立図書館司書と学校図書館司書、図書担当教諭との研修や交流を行います。また、協働による読書意欲を高める取組を実施します。

施策の方向2 「チーム学校」をつくります

実施施策 (1) 子ども一人ひとりの課題に沿った支援

【現状と課題】

近年、生徒指導上の課題等、児童生徒の課題は複雑化・困難化し、教職員が個々の子どもの状況に応じて多様な視点からかつ個別的な対応を求められるケースが増えています。また、子どもたちが主体的・協働的に学ぶ新しい授業の開発や小学校の英語など新たな教育課題も予定されており、今後、学校や教職員に求められる役割はますます大きくなっていくもの考えられます。

本市は、背景に家庭の貧困等の課題がある子どもの割合が比較的高く、そのことによって子どもが心理的・身体的に安定した状態で学校生活を送ることが困難となる事例も見受けられます。教職員は、そのような子ども達が落ち着いて授業を受け、友だちとの人間関係を築くために、児童生徒の相談活動や保護者への対応に多くの力を使っています。

また、教職員が子どもや保護者の相談活動を行うことは重要ですが、複雑化・困難化する児童生徒や家庭の課題に対して、これまでの教育的観点からだけでは十分対応できず、そのことが新たな問題となるといった状況も生じています。

【今後の方向性】

児童生徒、保護者の課題に対して、学校や教職員が積極的に心理や福祉などの専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが重要です。

そのための校内体制を整備し、課題に応じてSSW※3等の専門家の参加するケース会議を起点としながら、福祉的な視点からの多方面からの子ども家庭の分析を基に、具体的な対策を関係機関とともに進めていく必要があります。そのことを通して、学校ができることや果たす役割を明確にし、責任を持って進める中で、教職員が学校での一元的な子どもの見方から、子どもの多様性を受容し承認する子ども観へと転換を進めることも重要です。そのために、学校教育課の子ども悩み相談サポートチーム（カウンセラー、SSW、校長OB等）を窓口として、保護者児童生徒の相談を受け付け、学校を支援します。

【主な実施事業】（学校教育課）

① 子ども悩み相談サポートチームの充実

不登校傾向や暴力行為等の問題行動等の課題を持つ児童生徒や、いじめをうけた児童生徒及びその保護者に対して、カウンセラーが継続的にカウンセリングを行える体制を整備します。

② 学校のケース会議の支援

SC※4やSSW※3等の専門家を活用し、関係機関等とも連携を図り、学校でケース会議を推進することをとおして、子ども一人ひとりの課題に沿った支援を行い、問題の解決にあたります。

※3 SSW（スクールソーシャルワーカー） 問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る。

※4 SC（スクールカウンセラー） いじめや不登校、暴力行為などへきめ細やかな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う臨床心理士。

実施施策 (2) 子どもと向き合う時間を確保

【現状と課題】

過去の国際的な調査等でも示されているように、日本の教員の業務量は比較的多くその内容も生徒指導から保護者の相談まで多岐にわたります。

また、本市でも平成24年に「教職員の業務に関するアンケート調査」を実施し、平日時間外に2時間以上仕事を行っている教職員の割合が76%に上るなど、教職員の多忙化の実態が明らかになっています。

このような状況の改善を目指して、各学校に対して、効率的な学校運営のための学校組織モデルプランの提示や加配人材の配置等を行ってきたところです。

さらに、本年7月には文科省も「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を公表し、教職員が子どもと向き合う時間の確保をめざし、様々な観点から業務改善の提言を行っています。

次期学習指導要領の小学校英語や子どもの貧困対策における学校の役割等、学校に対する期待がますます大きくなっており、教職員の多忙化解消のために具体的な多忙化要因を分析する中でより実効ある対策が求められています。

【今後の方向性】

学校のマネジメント機能強化をめざし、より効率的な学校組織の編成や業務の精選等に向けた取組を進めるとともに、首席の積極的な配置やその他の府の加配人材の確保を進めることで、より組織的・機動的な体制づくりを推進します。

また、専門家や地域人材等が学校に積極的に関わることができるよう、関係機関との連携や地域との協働を更に進め、学校をサポートします。

【主な実施事業】(学校教育課)

① 学校組織の改善

各学校の校務分掌に分掌リーダーを明確に位置づけるとともに、企画会議※36を設置し、効率的な組織改善を進めます。特に学校運営の要として教務主任や首席の果たす役割が大きいことから、教務主任・首席研修の充実を図ります。

② スクールアドバイザーや子ども悩み相談チーム等の学校支援をより効果的に活用するため、各学校のニーズに応じた研修やケース会議をコーディネートし、問題の解決を支援します。また、そのような活動を通して各福祉機関等との連携を深め、教職員が福祉的な観点からの子ども・保護者を進め、保護者相談等の習熟を図ります

③ 教育委員会等の各種調査や研修等について、内容の精選と実施形態の改善を図り学校の負担軽減につなげます。

※36 企画会議 校長が主催する首席・教務主任、各分掌リーダーによる会議。一般的には、様々な立場から迅速かつ効率的な議論を行い校務に関する議題を整理し方向性を示すことを目的としている。

実施施策 (3) 教職員の資質向上

【現状と課題】

教職員に求められる能力は、授業力を中心として、生徒指導関する力、学校運営に関する力、同僚や保護者とのコミュニケーション力など多岐にわたります。本市では、これまでも、各小中学校での研究を推進するとともに、市教委主催研修において「授業づくり」を中心とした研修を実施してきました。

また、生徒指導力の育成についても学校のニーズに応じたオーダーメイド研修を実施し、新しい門真市開発的生徒指導に沿った力量形成を図っています。

さらに、本市でも教職員の世代交代が進む中、経験年数10年未満の教職員が全体の5割以上を占めており、学校運営に関するマネジメント能力についても中堅層の確実な育成が重要なテーマとなっています。

【今後の方向性】

教員に求められる資質は多岐にわたるため、教育委員会でも様々の所管で関連する研修を実施するなど、教員の資質能力の育成を行っている実情があります。

今後は、教職員が必要な時期に必要な研修を受けることができるように各研修を一体的に管理し、教職員のライフステージを見通して総合的・計画的に実施していきます。

その中でも、授業力の育成については、経験年数の少ない教職員が早期に一定水準の力を身につけることができるよう、次期学習指導要領を視野に入れた教科に関する研修を重点的に実施していきます。また、研究授業等の際には指導主事による学校訪問を実施し、各小中学校の課題や研究テーマに沿った指導助言を行うことで、各小中学校の研究体制支援を推進します。研究指定校制度についても継続して実施していきます。

【主な実施事業】(学校教育課 教育センター)

① 授業力の向上

経験年数や職務に応じた研修や「子ども主体の授業づくり」に重点をおいた研修を実施し、教職員の授業力向上を図ります。また、新たな授業スタンダードやアクティブ・ラーニングを取り入れた授業等の指導方法についての研究を推進します。

② 教職員のキャリアステージに応じた人材育成

教職員のキャリアに応じて必要となる資質能力を整理し、その育成に向けた研修等の実施を総合的計画的に推進するため、教職員の人材育成指標を作成するとともに、教育委員会で実施する研修をキャリアステージに位置づけて示すことで、研修に対する教職員の目標を明確にしキャリアアップの意欲を向上させます。

施策の方向3 安全安心で自立した学校をつくります

実施施策 (1) 学校施設の改善

【現状と課題】

門真市内の小中学校につきましては、耐震改修が平成24年度に完了しているものの築30年以上経過し、老朽化した学校施設が数多くあり、また、今日的な学習内容・学習形態に対応しにくい施設もあります。子どもたちにとってより良い教育環境となり、安全で安心でき、充実した学校生活を送ることができる施設にするためにも老朽化した学校施設について学習内容を重視した大規模な改修を計画的に進めていく必要があると考えます。

【今後の方向性】

国の学校施設の老朽化対策などを活用し、数十年先の子どもたちの学習内容を見据えた安全で安心な学校施設となるよう計画的な大規模な改修をめざしていきます。

【主な実施事業】(教育総務課)

① 校舎長寿命化の実現

学校校舎の築年数や老朽化している学校の調査をするとともに、先を見据えた学習内容に合わせた学校施設のあり方を構想し、それを元に全体的な大規模の改修や部分的な改修計画などを作成し、校舎の長寿命化を図り、安全で安心はもとより子どもにとってよりよい教育環境を実現します。

② 安全で安心な教育環境の確保

子どもたちにとって安全で安心な教育環境を保つために適宜必要な修繕を行い、学校施設の環境を保ちます。

実施施策 (2) 学校の特色づくり

【現状と課題】

各学校では様々な教育課題の解決にあたって、校区や児童生徒の状況を踏まえて優先する課題や解決に向けたアプローチの方法を工夫し取組を進めてきました。

また、教育委員会では、これまで、研究指定校指定をはじめとする様々な事業を通じて、学校が、それぞれの課題に応じた教育活動を主体的に実施できるように支援を行ってきました。しかし、実際には、学校が独自に工夫して教育活動を行える範囲は限定的です。校区や学校の特徴を生かした学校の特色づくりを進めるためには、これまで以上に学校自らが工夫を凝らし、地域や子どもの課題に応じた教育を創造する必要がある、そのことを可能とするために、校長を中心として学校裁量で決定できる範囲を広げることが求められています。

【今後の方向性】

校長がリーダーシップを発揮し、特色ある学校づくりができるように、今まで以上に学校予算の柔軟な執行や、必要な人材を確保できるような制度改善を目指します。

【主な実施事業】(教育総務課・学校教育課)

① 学校裁量の権限予算の推進

子どもたちの学びを豊かなものとするために、学校教育の多様化・弾力化が進められる中で、これまで以上に創意工夫を凝らした教育活動を推進するために、予算の学校裁量権限を拡大し、各学校の教育活動に対応した予算を主体的に編成する仕組みを構築していきます。

② 学校の教職員人事の弾力化

校長が自らの学校経営方針を具現化するために、校内人事については、校長の責任と権限で行うことを必要な人材を確保するために、適切な人事配置が行えるよう人事異動の弾力化を図るとともに、システム構築についての調査・研究を進めます。

＜基本目標 3＞

「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政をつなぎます」

施策の方向 1 継続性のある子育て支援でみんなをつなぎます

実施施策 (1) 家庭への子育て支援

【現状と課題】

ひとり親家庭や核家族化などの家族形態の変化により、保護者の育児状況が孤立したものとなり、保護者にとって身近な相談者が減少しているのが現状です。そのような背景を踏まえ、保護者が利用し

やすく、気軽に相談できるよう、さまざまな機会を捉え、相談に応じることで、保護者のニーズを的確に把握し、必要な支援を提供し、子どもたちが健全に育成される環境づくりを目指すことが重要な課題となっています。

【今後の方向性】

各機関が相談体制の充実を図り、保護者が気軽に相談できる環境づくりに努めます。また、様々な相談に対応するため、保育所、幼稚園、学校などの機関等が、保護者のニーズを的確に把握し、適切な支援に繋げるとともに、関係機関が密に連携し、支援体制の構築を図ります。

【主な実施事業】(子育て支援課)

① 子育て支援体制の充実

あらゆる相談に対応するため、専門性の高いスーパーバイザーを配置し、助言指導を行うことで、相談員の資質の向上を図り、支援体制の充実に努めます。

② 子育て相談の充実

0～18歳未満のあらゆる相談に応じる中で、悩みや相談に傾聴し、必要な関係機関と連携し、適切な支援を行います。

③ 相談機関等の連携強化

大阪府中央子ども家庭センターや、家庭児童相談センター、教育・保育に携わる機関等が継続性のある子育て支援を行うため連携強化を図ります。

施策の方向2 子どもの居場所づくりでみんなをつなぎます

実施施策 (1) 放課後子ども総合プランの推進

【現状と課題】

放課後等、すべての就学児童が多様な体験・活動行うことができ、安全・安心に過ごすことができる居場所を確保することが求められています。本市においては、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的または連携して実施していくことが課題となっています。そのような課題を解決するために、「放課後子ども総合プラン」の実施を視野に入れた放課後をはじめとした子どもの居場所づくりを図ってまいります。

【今後の方向性】

放課後子ども教室ではこれまで、子どもたちの自発的な活動を支援する取組を行ってきましたが、その中でも児童が主体的に学ぶために学習習慣などの定着を図り、今日の社会で求められる力を育むことができる取組を進めてまいります。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、市内全14小学校で実施しています。利用希望者は増加傾向となっていることから、ニーズに対応することができるよう待機児童対策を実施し、放課後における児童の健全育成を図ります。

【主な実施事業】(生涯学習課・子育て支援課)

① 放課後子ども教室の検討

放課後子ども総合プランを策定し、放課後児童クラブと一体型で放課後子ども教室を開設することで希望するすべての児童の放課後の安全安心な居場所づくりに努め、学習習慣の定着をはじめ、学校では学べない幅広い教養や知識を身につけられるようスポーツ、文化芸術活動を推進し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

② 放課後児童クラブの充実

児童に対し、適切な遊びと生活の場を確保するとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進するため、市内の全小学校において引き続き放課後児童クラブを実施し、放課後における児童の健全育成を図ります。

実施施策 (2) 放課後学習支援の推進

【現状と課題】

子どもたちが将来を自ら切り開くことのできる知識や能力を身に付けるために、学校・家庭・地域および行政が一体となって、子どもたちの学習習慣の定着を図る必要があります。しかしながら、社会経済環境の急速な変化により子どもたちの置かれている家庭環境は様々であり、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が難しい子どもたちもいます。家庭状況の格差が進学や学力の格差につながり、世代を超えて連鎖していくことがないよう、個々の状況やニーズに応じた放課後の学習支援を図ることが必要です。

【今後の方向性】

置かれている環境にかかわらず、一人ひとりの子どもたちが自ら将来を切り開くために必要な知識や能力を身に付けられるよう、家庭環境や経済状況等、個々の状況やニーズに応じた放課後の学習機会の提供など支援を行います。

【主な実施事業】(学校教育課・生涯学習課)

① Kadoma 塾の実施

子どもたちに高い目標を持たせ自らの将来を切り開く展望を与えることを目的とし、学ぶ意欲と能力が高いにも関わらず、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が難しい本市公立中学校生徒に対して、学習塾『Kadoma 塾』を引き続き開講し、高校進学等に向けた学習支援を行います。

② 地域未来塾の検討

学校支援地域本部を核として、平成 27 年度から国が学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一つとして進めている地域未来塾を参照し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に大学生や教員OB等の地域住民の協働による原則無料の学習支援を放課後に余裕教室等を利用して実施できるよう検討していきます。

③ 子どもの自立支援に向けた取組の検討

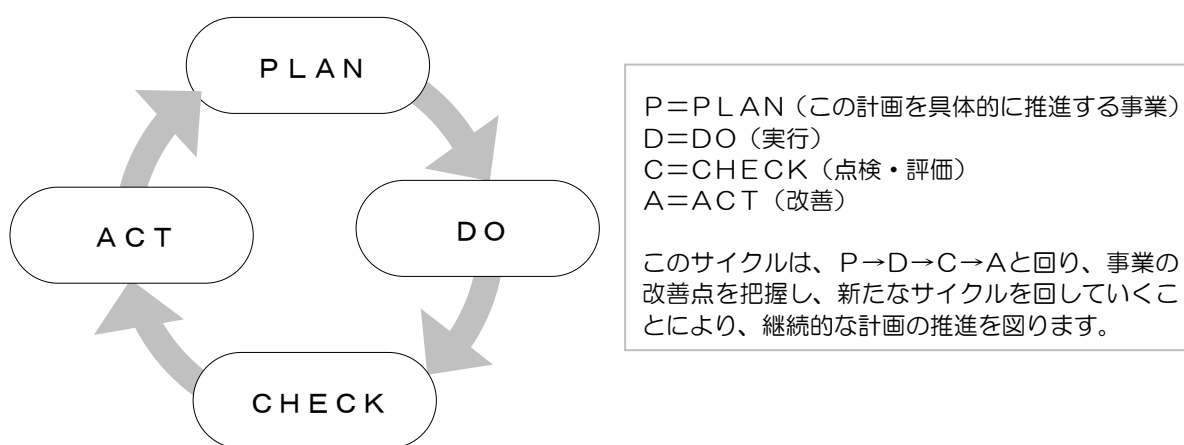
親の経済状況や生活の困難さ等の要因により、生活習慣の中に学習を取り入れることが困難になった子どもたちに学習機会や生活の場等を提供し支援することを検討します。

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するためには、「PDCAサイクル」[計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→改善（Act）]を確立し、継続的に計画の進行管理を実施していく必要があります。

本市では、毎年教育委員会の権限に属する事務について、外部評価委員の審議を経て点検評価報告書の作成を行っております。この計画の進行管理にあたっては、計画で設定した目標や取組内容をもとに、点検評価報告書を作成し、事務事業の点検・評価を行い、その結果を踏まえて工夫・改善しながら計画の推進を図ります。



2 計画の推進体制

門真市の未来を担う子どもたちを育成するためには、学校や教育委員会だけではなく、社会全体で子どもたちの成長を支えていく必要があります。

そのためにも、学校園、家庭、地域、教育行政が、それぞれの役割を自覚しながら、子どもを真ん中につなぎ、本計画に示されためざすべき方向を共有し、緊密に協働・連携して取り組み、未就学期から学齢期、教育と福祉の連携を図るなど、子どもたちへの切れ目のない支援を行う視点が重要です。

学校園は、子どもたちが主体的に学ぶなかで、これからの社会の中でたくましく生きるための基礎的な力を身につける場所です。また同時に、自分とは異なるものに触れる中で共感や葛藤を経験し、多様なものの見方を学ぶとともに、異なるものを認める気持ちを育む場所でもあります。そのような学校園の役割を最大にするために、教職員・保育士は子どもの可能性を信じ子どもの育ちを実現するために全力を尽くさなければなりません。

家庭は、教育の原点であり、子どもの基本的な生活習慣や規範意識、思いやりの心、興味関心や意欲などを育む最も大切な場です。家庭が地域や学校園の支えをうけて、そのような役割を十全に果たすことで、子どもたちの調和のとれた成長が実現します。

地域は、様々な行事や日常のふれあいを通して、多様な人とかわる中で子どもたちの社

会性と豊かな心を育む場所です。地域が子育てに不安を持った家庭を支え、学校支援を行う中で、地域のきずながさらに強まるという好循環を、めざします。

行政は、子どもが豊かな教育環境で安心して学べるように、学校園を整備し、その教育活動を支援するとともに、専門性を生かし新たな教育の動向や実証研究を基に研修や助言を通じた支援を行っていきます。また、家庭・子どもへの支援策や地域での協働・連携のための施策を展開していきます。

「門真市教育振興基本計画」を効果的、計画的に実施していくために、本市の特徴でもある教育委員会体制（学校教育部、生涯学習部、こども未来部）の利点を生かし、3部が一体となって取組むことが不可欠であります。

また、国の動向や社会の教育情勢に機敏に対応しつつ、本市の子どもたちの現状を原点に据えながら、施策の効果や必要性についても十分勘案し、広く市民の皆さんにも説明し、ご理解をいただきながら着実に具体化を図ることが重要と考えており、市民、本市教育関係者、学識経験者等による本計画の推進組織を必要に応じて設置することも検討すべき課題です。

本市の教育の振興を図っていくためには、そのための財源の確保も重要な課題です。国や府の助成制度を効果的に活用するとともに、本市の財政状況を踏まえ、優先性を考慮して選択的に着実な実施を図ることが必要になります。

統計データ等からみた現状

市の学校園の状況

(1) 幼稚園・小学校・中学校の状況

① 幼稚園・保育所の在籍状況

幼稚園の在籍状況をみると、在籍者数は平成 22 年から減少傾向にあり、平成 26 年では 2,149 人で、在籍割合は、62.0%となっています。

保育所の在籍状況をみると、在籍者数は平成 22 年から増加傾向にあり、平成 26 年では 2,015 人で、在籍割合は、105.3%となっています。

図 幼稚園在籍状況

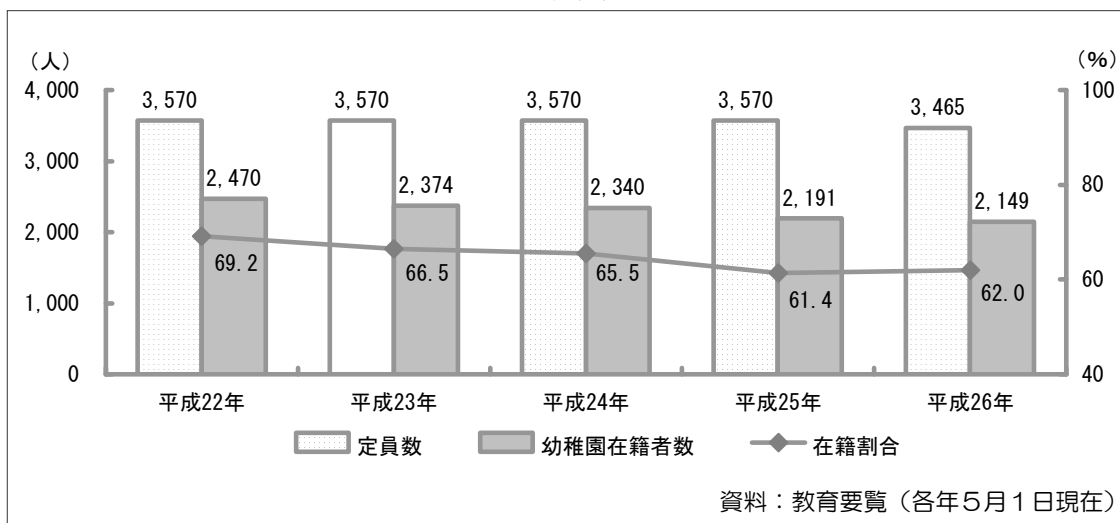
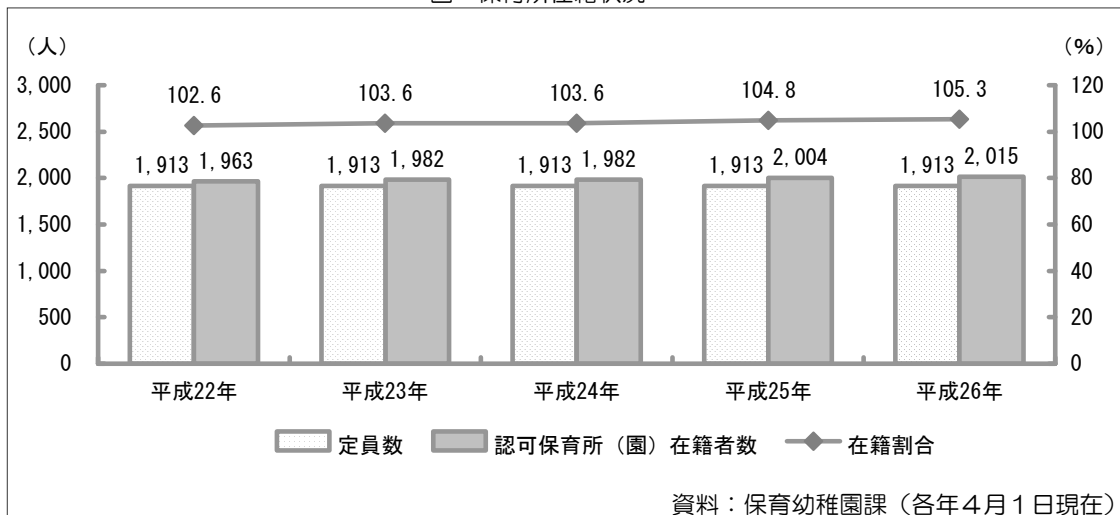


図 保育所在籍状況



② 小学校の状況

小学校の状況をみると、平成 22 年度と比べ、学校数、学級数、教員数、児童数は減少傾向となっていますが、特別支援学級は増加傾向となっています。

表 小学校の学校数・学級数・教員数・児童数の推移

	学校数（校）	学級数（学級）	特別支援学級 （学級）	教員数（人）	児童数（人）
平成 22 年度	15	272	44	414	7,142
23 年度	15	263	46	412	6,775
24 年度	14	254	43	396	6,474
25 年度	14	254	46	410	6,317
26 年度	14	256	51	403	6,087

資料：学校基本調査

③ 中学校の状況

中学校の状況をみると、平成 22 年度と比べ、学校数、学級数、教員数、児童数は減少傾向となっていますが、特別支援学級は増加傾向となっています。

表 中学校の学校数・学級数・教員数・児童数の推移

	学校数（校）	学級数（学級）	特別支援学級 （学級）	教員数（人）	児童数（人）
平成 22 年度	7	113	17	242	3,488
23 年度	7	115	18	241	3,522
24 年度	6	114	17	239	3,548
25 年度	6	114	19	230	3,433
26 年度	6	112	21	227	3,234

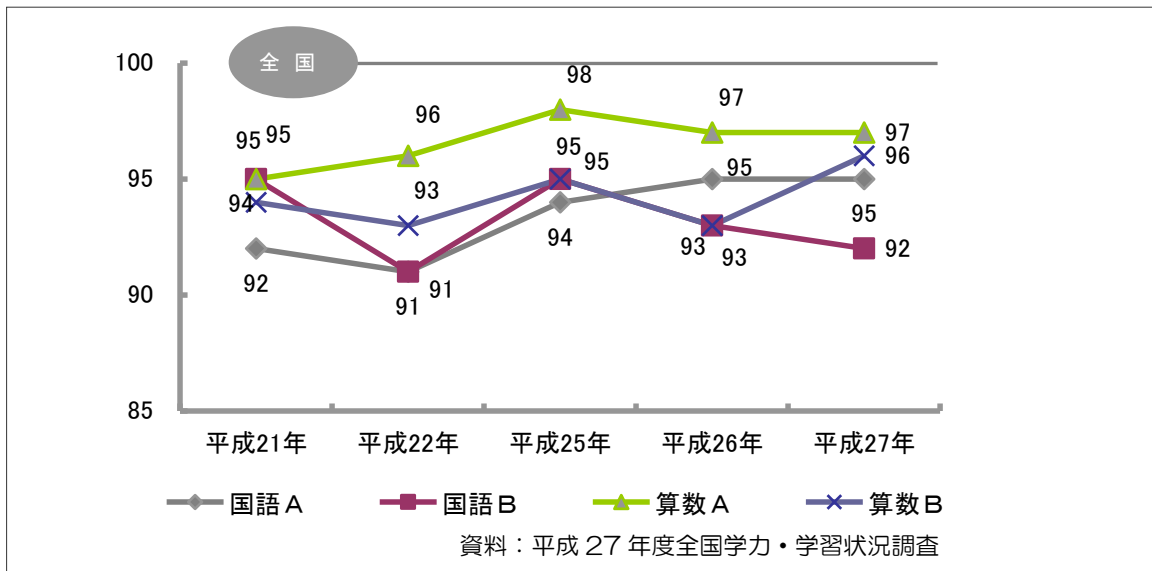
資料：学校基本調査

学力・学習等の状況

(1) 小学校

標準化得点の各区分の推移をみると、どの区分においても横ばいで推移しており、全区分で全国より低くなっています。また、国語・算数ともに、“活用に関する問題”より“知識に関する問題”のほうが、平均正答率が高くなっています。

図 文科省による標準化得点を活用した全国値経年比較

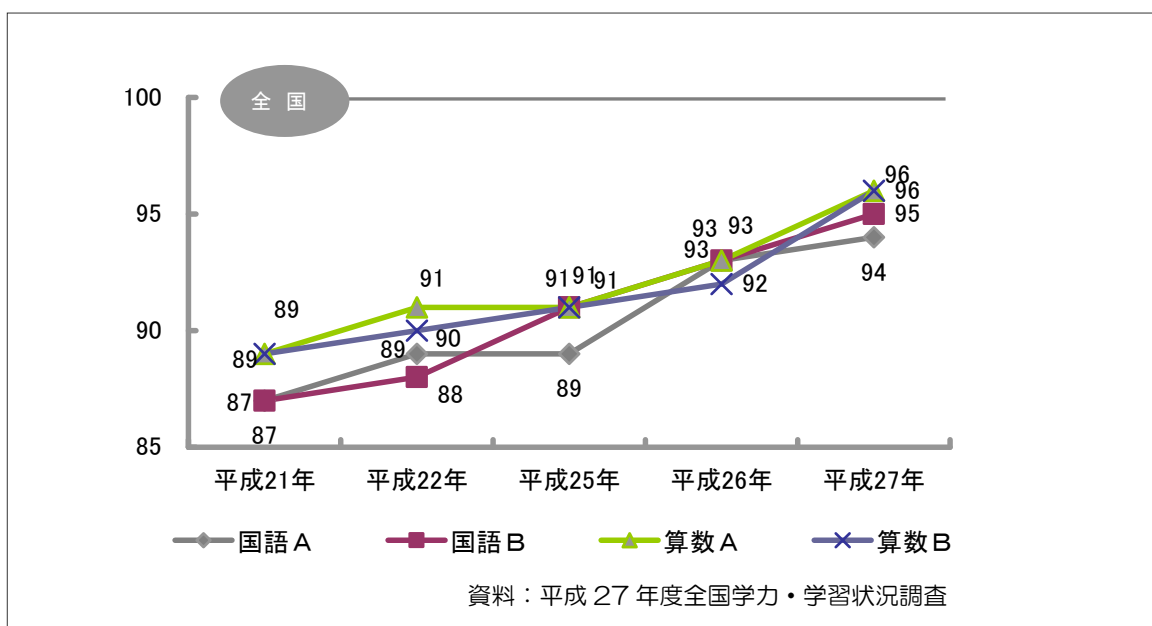


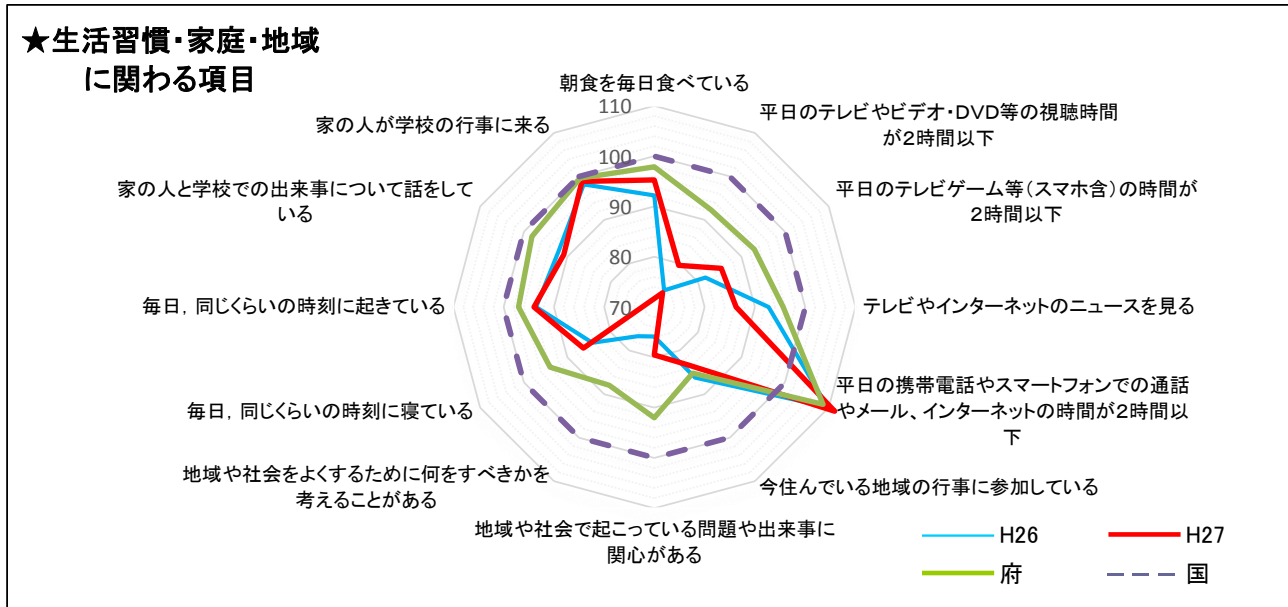
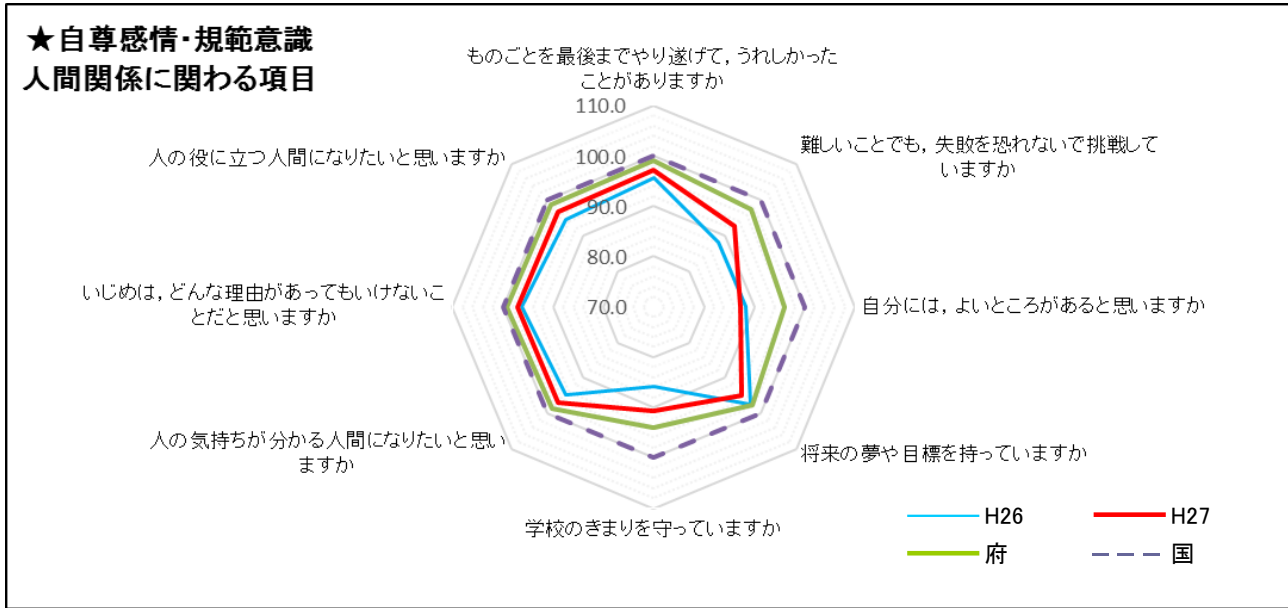
資料：平成 27 年度全国学力・学習状況調査

(2) 中学校

標準化得点の各区分の推移をみると、どの区分においても増加傾向がみられますが、全区分で門真市は、全国より低くなっています。また、国語・数学ともに、“活用に関する問題”より“知識に関する問題”のほうが、平均正答率が高くなっています。

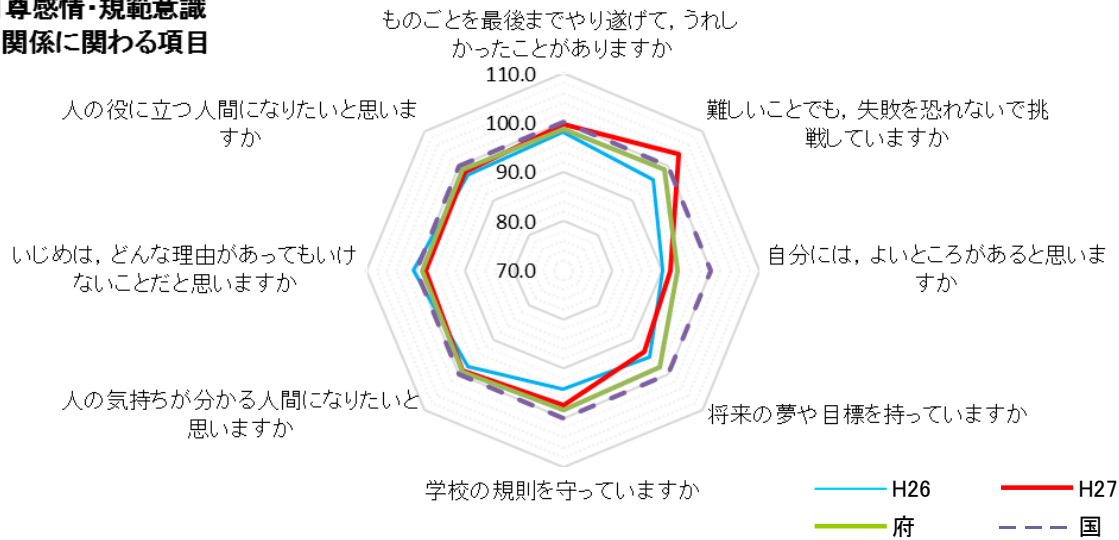
図 文科省による標準化得点を活用した全国値経年比較



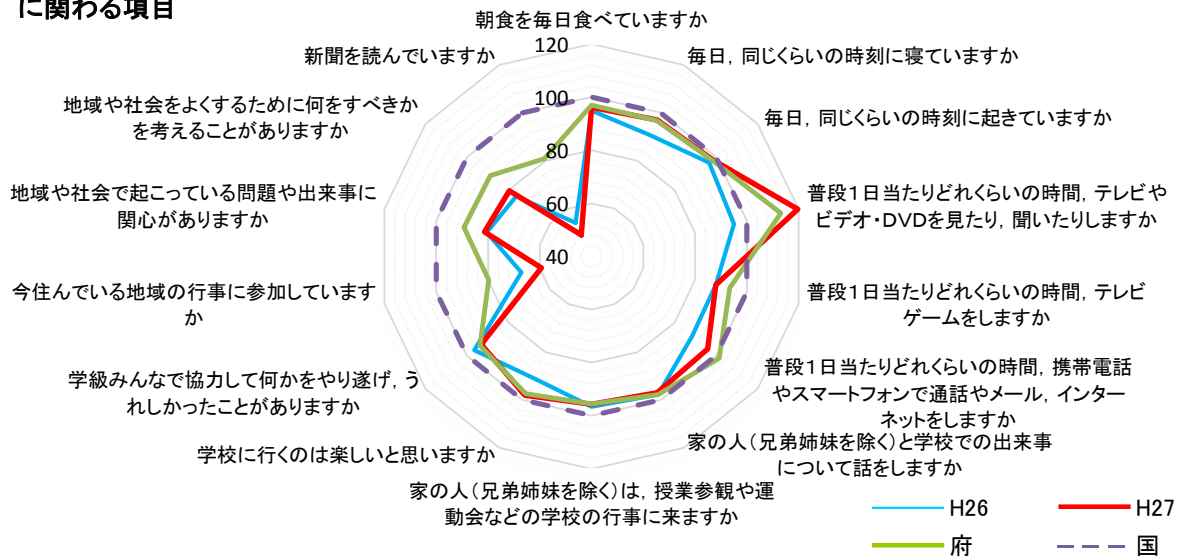


平成27年度全国学力・学習状況調査分析

★自尊感情・規範意識
人間関係に関わる項目



★生活習慣・家庭・地域
に関わる項目



体力・運動能力、運動習慣等の状況

(1) 小学校

小学校男子・女子ともに、4種目(上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン)で昨年度より上回っています。小学校男子は、上体起こし・長座体前屈・50m走が全国平均よりも上回っています。小学校女子は、上体起こし・長座体前屈が全国平均よりも上回っています。男女とも、25年度に比べ、多くの種目で改善が見られます。

① 小学校5年生の種目別平均

表 小学校5年生の種目別平均

小学校	人数	種目別平均								
		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	
		kg	回数	cm	回数	回数	秒	cm	m	
5年男子	H25 門真市	514	16.37	19.19	33.37	36.63	42.06	9.32	148.57	22.49
	H26 門真市	543	16.27	19.68	33.69	40.02	42.72	9.37	145.29	21.42
	大阪府	31,197	16.33	19.06	32.47	38.98	48.41	9.39	150.10	22.73
	全国	542,684	16.55	19.56	32.87	41.61	51.67	9.38	151.70	22.90
5年女子	H25 門真市	456	15.90	17.45	36.88	33.75	30.65	9.69	138.33	13.70
	H26 門真市	491	15.65	18.45	37.83	36.88	32.11	9.72	136.71	13.03
	大阪府	35,830	15.81	17.57	36.82	36.56	36.87	9.69	142.21	13.68
	全国	519,697	16.09	18.26	37.21	39.36	40.29	9.64	144.76	13.90

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 小学校5年生男子

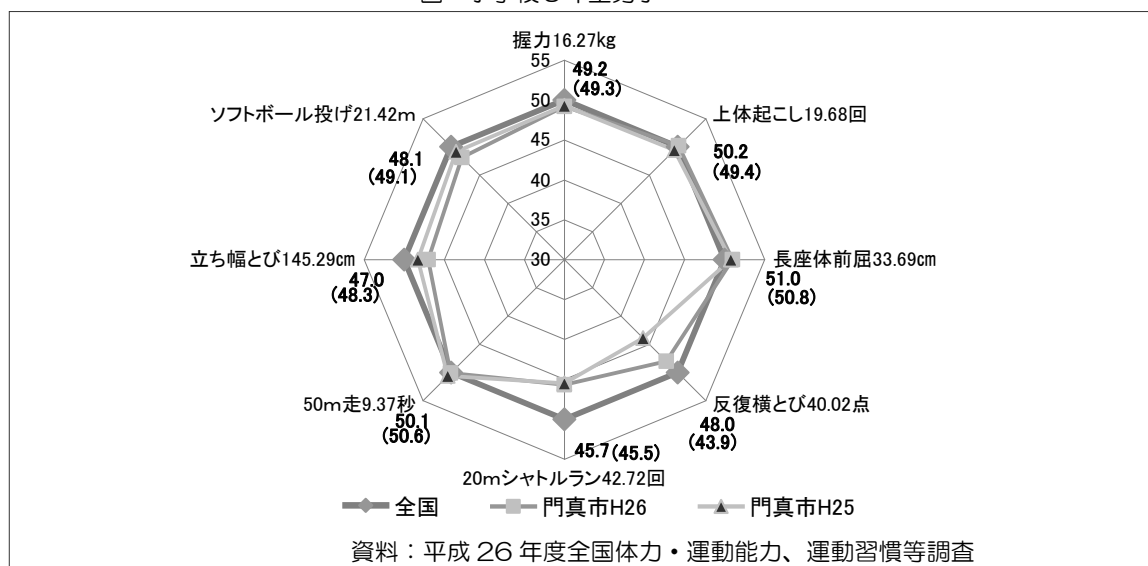
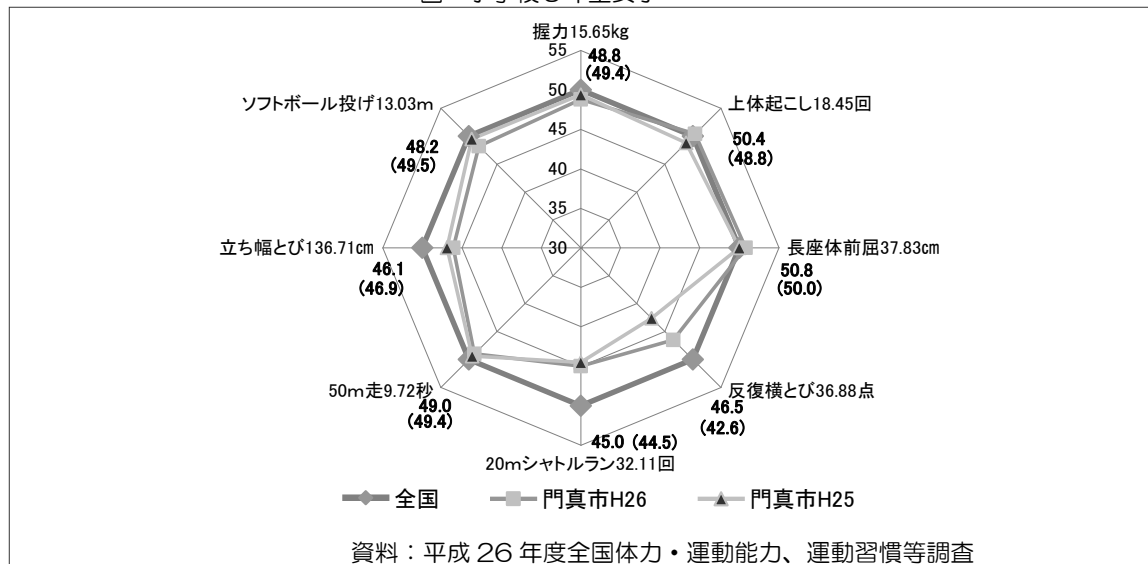


図 小学校5年生女子



※グラフは26年の全国平均値を50としたときの25年と26年の平均値(カッコ内が25年)と、26年の調査結果の平均

② 体格

男女とも、肥満傾向児の割合が、大阪府、全国と比較すると高くなっています。

表 小学校5年生男子の体格

小学校 5年男子	身長 (cm)	体重 (kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)					
	平均値	平均値	高度 肥満	中等度 肥満	軽度 肥満	正常	やせ	高度 やせ
全国	138.88	34.00	1.0%	3.9%	5.0%	87.4%	2.6%	0.1%
大阪府	138.76	33.69	0.9%	3.4%	4.7%	88.1%	2.8%	0.1%
門真市	138.55	34.31	1.5%	4.1%	6.0%	86.4%	2.1%	0.0%

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

表 小学校5年生女子の体格

小学校 5年女子	身長 (cm)	体重 (kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)					
	平均値	平均値	高度 肥満	中等度 肥満	軽度 肥満	正常	やせ	高度 やせ
全国	140.06	33.92	0.6%	2.9%	4.3%	89.5%	2.7%	0.1%
大阪府	139.87	33.60	0.5%	2.6%	3.8%	90.4%	2.7%	0.1%
門真市	139.24	34.28	1.0%	5.7%	4.3%	86.8%	2.2%	0.0%

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（男子）

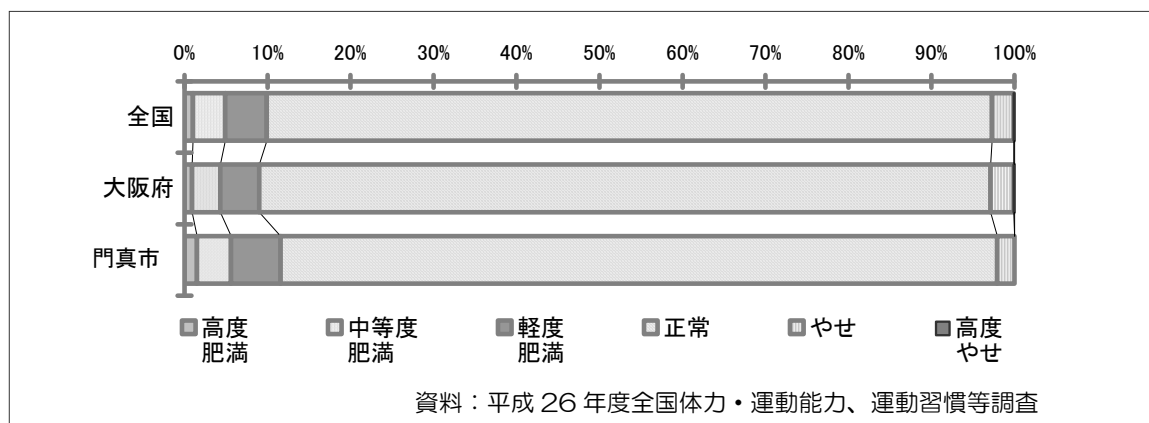
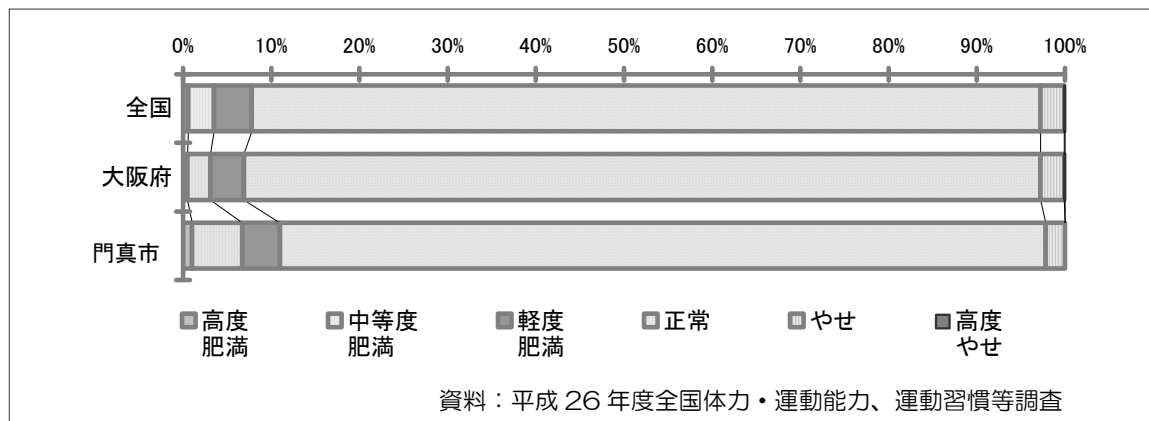


図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（女子）



(2) 中学校

① 中学校2年生の種目別平均

中学校男子は4種目（握力・持久走・20mシャトルラン・立ち幅とび）、女子は3種目（握力・長座体前屈・持久走）が昨年度より上回っています。中学校男子は、50m走・ハンドボール投げが全国平均よりも上回っています。中学校女子は、長座体前屈・50m走・ハンドボール投げが全国平均よりも上回っています。男子では昨年度課題だった持久走が昨年度より上回るなど、25年度に比べ多くの種目で改善が見られます。

表 中学校2年生の種目別平均

中学校	人数	種目別平均									
		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	
		kg	回数	cm	回数	秒	回数	秒	cm	m	
2年男子	H25 門真市	355	27.26	26.95	42.93	47.84	424.85	77.99	7.78	191.28	21.75
	H26 門真市	436	27.61	26.30	41.40	47.82	424.14	80.18	7.97	192.53	21.48
	大阪府	33,629	28.27	27.20	41.09	49.98	404.28	82.48	8.14	188.22	20.38
	全国	503,941	29.00	27.45	42.92	51.31	392.89	85.29	8.03	193.43	20.86
2年女子	H25 門真市	310	22.26	22.16	45.04	40.54	361.50	53.21	8.75	162.64	13.33
	H26 門真市	403	22.90	21.67	45.31	40.42	320.73	52.75	8.81	159.28	13.11
	大阪府	32,284	23.24	22.83	44.32	44.66	301.43	56.00	9.02	162.33	12.64
	全国	479,437	23.70	23.07	45.23	45.63	290.64	57.77	8.87	166.53	12.88

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 中学校2年生男子

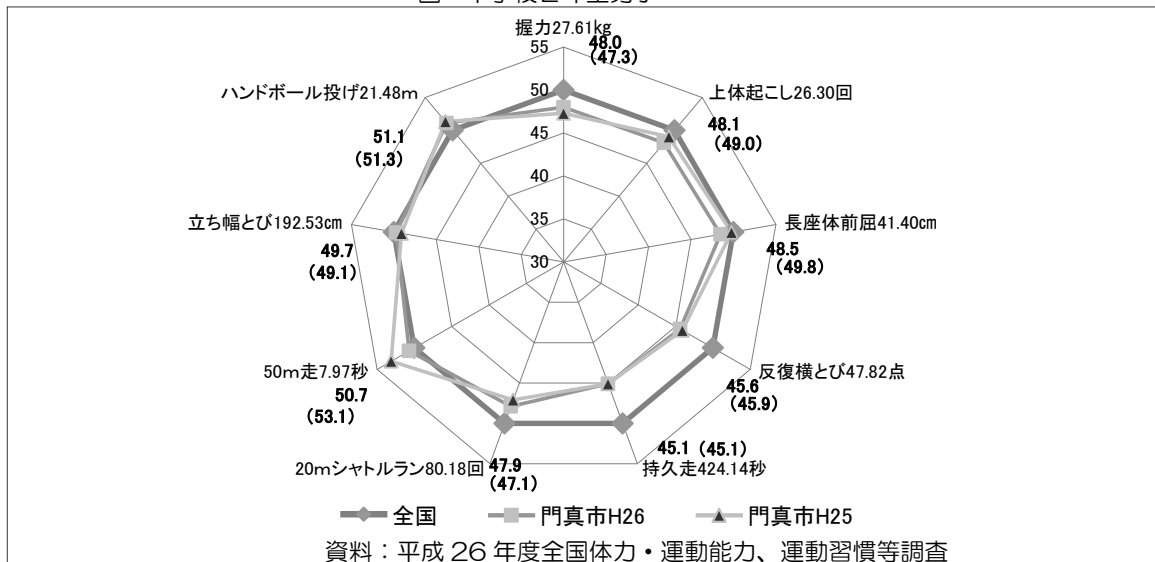
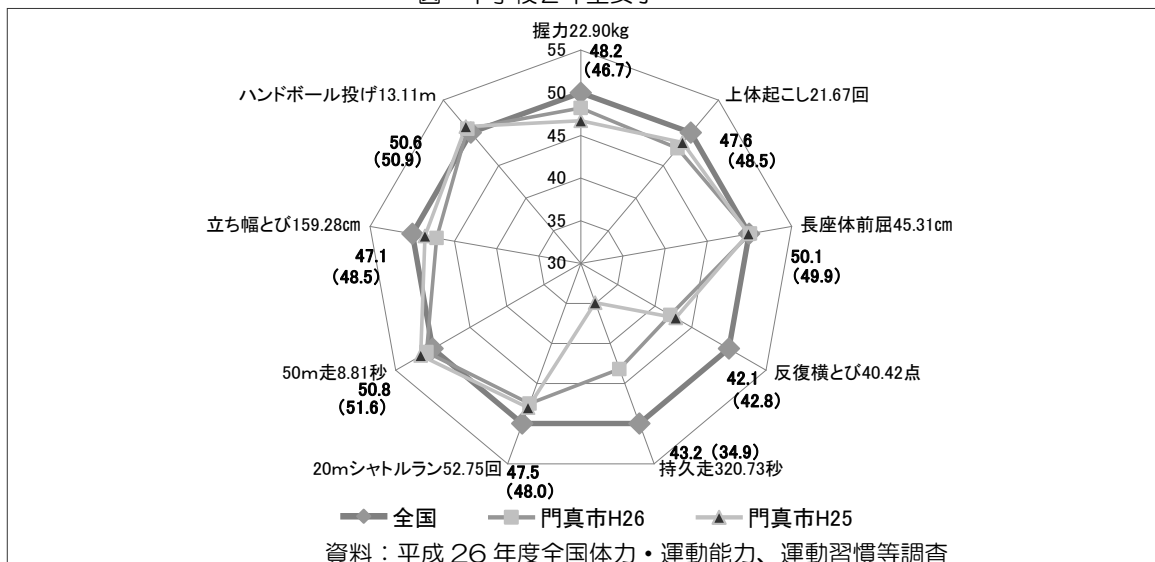


図 中学校2年生女子



※グラフは26年の全国平均値を50としたときの25年と26年の平均値（カッコ内が25年）と、26年の調査結果の平均

② 体格

男子においては、肥満傾向児の割合が、大阪府、全国と比較すると多くなっています。

女子においては、肥満傾向児の割合が、大阪府と比較すると多くなっていますが、全国とは同じ値となっています。

表 中学校2年男子の体格

中学校 2年男子	身長 (cm)	体重 (kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)					
	平均値	平均値	高度 肥満	中等度 肥満	軽度 肥満	正常	やせ	高度 やせ
全 国	159.64	48.52	1.2%	3.0%	3.7%	90.0%	2.0%	0.1%
大阪府	159.59	48.09	1.1%	2.5%	3.3%	90.5%	2.4%	0.1%
門真市	159.12	47.96	2.1%	2.8%	3.4%	89.1%	2.6%	0.0%

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

表 中学校2年女子の体格

中学校 2年女子	身長 (cm)	体重 (kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)					
	平均値	平均値	高度 肥満	中等度 肥満	軽度 肥満	正常	やせ	高度 やせ
全 国	154.83	46.72	0.6%	2.3%	3.9%	89.2%	3.8%	0.1%
大阪府	155.01	46.25	0.5%	1.9%	3.3%	89.6%	4.6%	0.1%
門真市	155.21	46.93	0.6%	2.3%	3.9%	89.7%	3.5%	0.0%

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（男子）

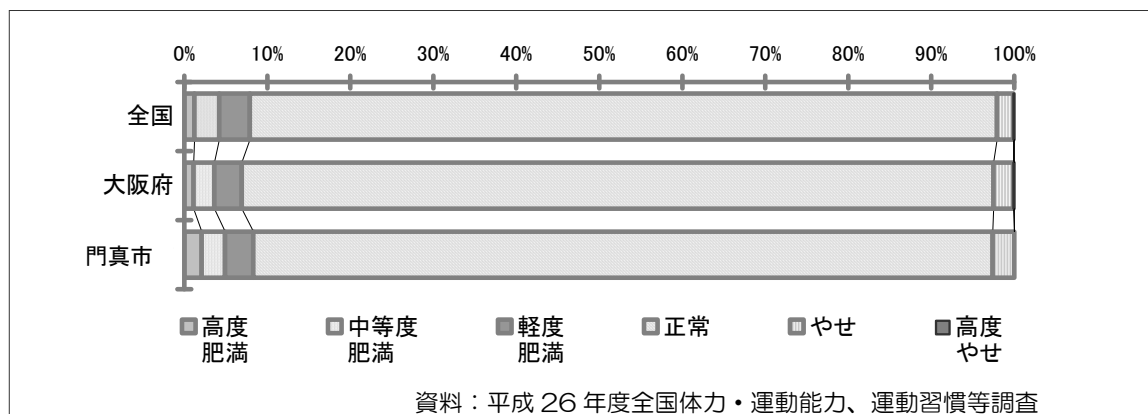
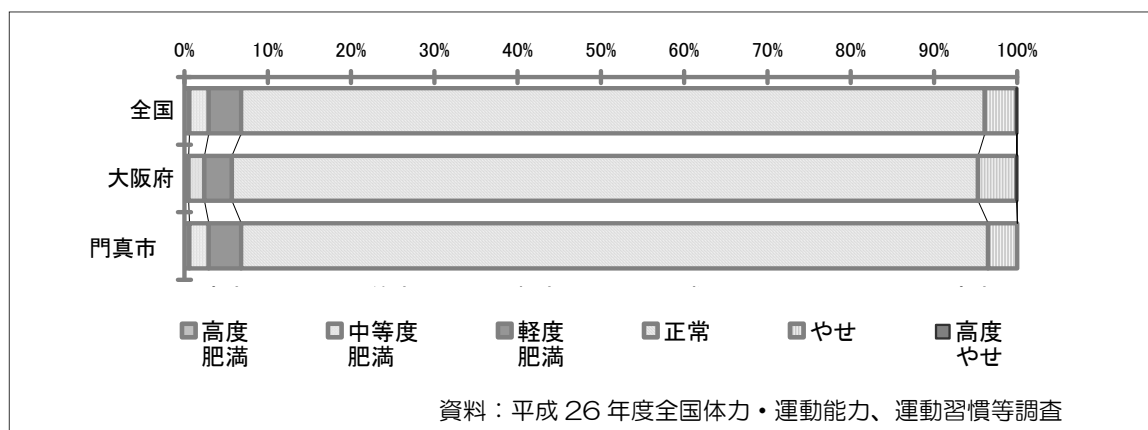


図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（女子）



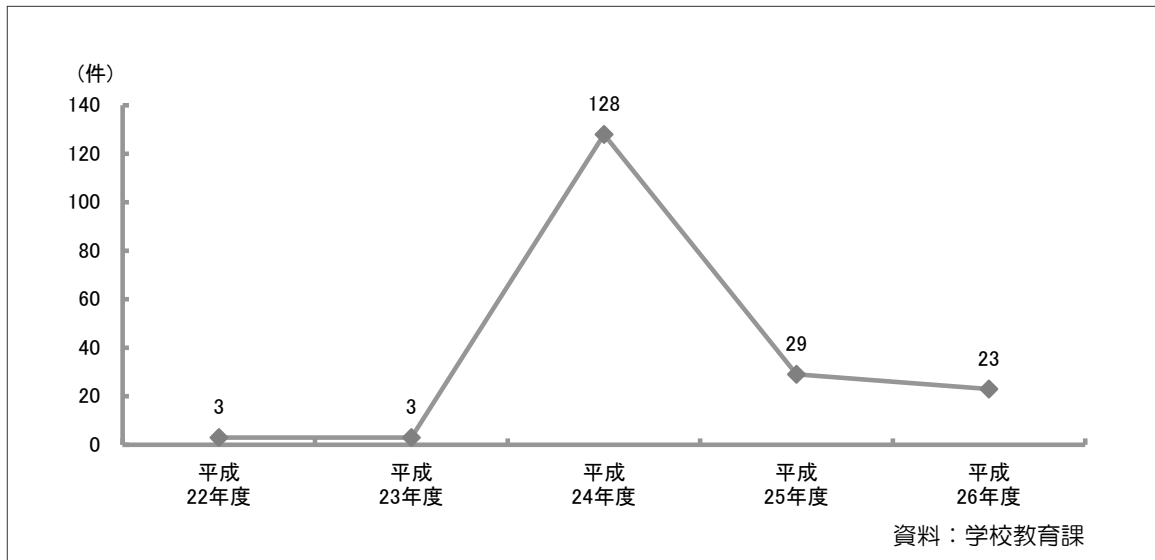
いじめ、不登校児童等の状況

(1) 小学校

① いじめ

小学校におけるいじめの認知件数は、平成 24 年度に 128 件と急激に増加しますが、以降は減少しており、平成 26 年度では 23 件となっています。

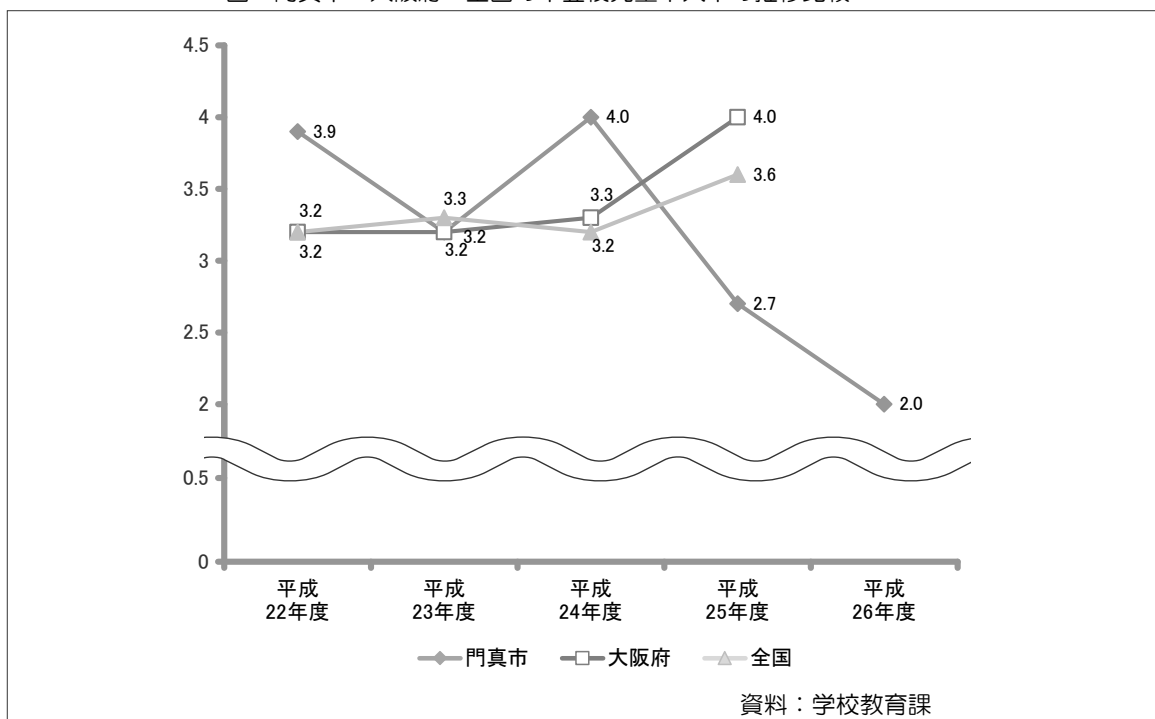
図 門真市内小学校におけるいじめの認知件数



② 不登校児童

不登校児童の推移をみると、増減を繰り返していますが平成 24 年度以降は減少し、全国、大阪府より低くなっています。

図 門真市・大阪府・全国の不登校児童千人率の推移比較

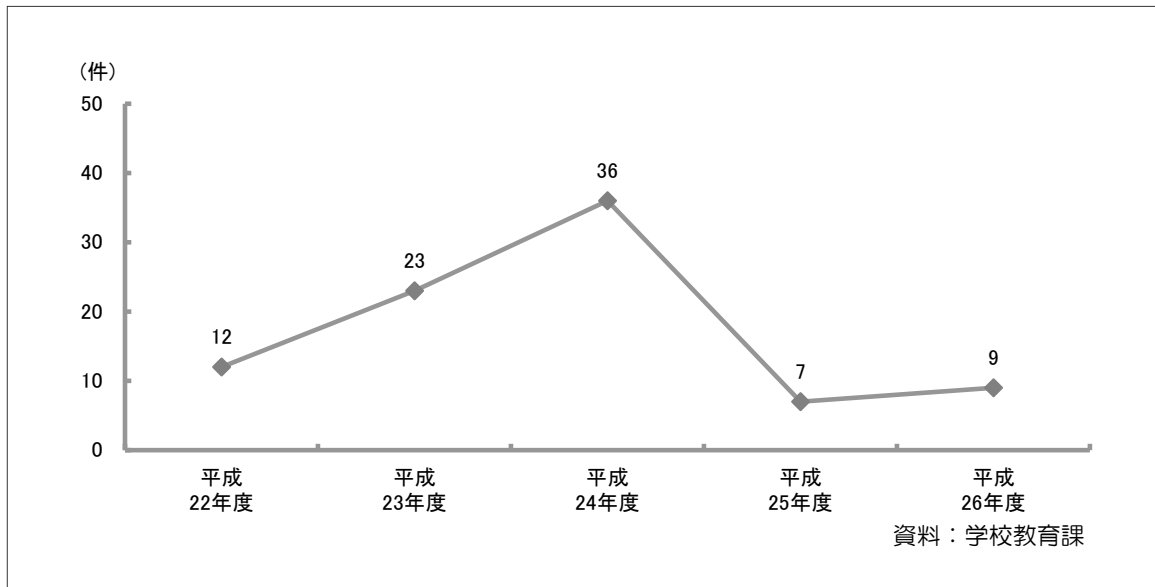


(2) 中学校

① いじめ

中学校におけるいじめの認知件数は、平成 24 年度まで増加し 36 件となっていますが、以降は減少傾向にあり、平成 26 年度では 9 件となっています。

図 門真市内中学校におけるいじめの認知件数



② 不登校生徒

不登校生徒の推移をみると、年々増加しており、平成 22 年度と比べ平成 26 年では 1.6 倍となっています。また、全国、大阪府より高い値で推移しています。

図 門真市・大阪府・全国の不登校児童千人率の推移比較

